

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1520 2010/04/06 (事故発生地) 千葉県	ACアダプター (楽器用) PA-3 ヤマハ (株) 使用期間：不 明	電子楽器用の電源アダプターから異臭がし、電源が入らなくなった。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/04)
2012-1725 1995/07/00 (事故発生地) 愛知県	ACアダプター (楽器用) PA-3 ヤマハ (株) 使用期間：不 明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1726 1996/11/00 (事故発生地) 岩手県	ACアダプター (楽器用) PA-3 ヤマハ (株) 使用期間：不 明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1727 1997/06/00 (事故発生地) 青森県	ACアダプター (楽器用) PA-3 ヤマハ (株) 使用期間：不 明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1728 1997/06/00 (事故発生地) 東京都	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1729 1997/11/00 (事故発生地) 栃木県	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1730 1998/01/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから異臭がした。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1731 2000/12/00 (事故発生地) 静岡県	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1732 2000/12/00 (事故発生地) 愛知県	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1733 2001/04/00 (事故発生地) 大阪府	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから異臭がした。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1734 2005/04/00 (事故発生地) 千葉県	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから異臭がした。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1735 2006/10/00 (事故発生地) 群馬県	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1736 2007/05/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1737 2008/10/00 (事故発生地) 不明	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1738 2012/02/24 (事故発生地) 大阪府	ACアダプター(楽器用) PA-3 ヤマハ(株) 使用期間：不明	電子楽器用のACアダプターから発煙した。	当該品は、出力コードプロテクター付近でプラス極芯線の絶縁被覆に亀裂が発生し、マイナス極芯線と短絡したため、トランスに過電流が流れて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、トランス内部にある温度ヒューズが作動して終息し、拡大被害に至る可能性は低いことから、今後の事故状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了している。	製造事業者 (受付:2012/10/26)
2012-2169 2012/11/12 (事故発生地) 東京都	ACアダプター(楽器用) AD-12ML カシオ計算機(株) 使用期間：約6か月	ACアダプターをコンセントから抜いたところ、プラグが取れて火花が散った。	プラグ部分がスライド式でプラグ交換できる構造のものであり、使用中、交換用プラグの樹脂溶着部に応力が加わる構造であることから、溶着部の一部が剥がれた際、内部の配線金具が変形し短絡してスパークを生じたものと推定される。	輸入事業者は、2010(平成22)年6月8日付けでホームページ及び新聞に社告を掲載し、改良品に無償交換を実施している。	輸入事業者 (受付:2012/12/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1430 2012/09/18 (事故発生地) 福岡県	ACアダプター(楽器用) 使用期間：約18年	電子楽器用のACアダプターから、 発煙、発火した。	内部のトランス一次巻線の一部と、近傍の プラグ刃根元が焼失しており、当該部分で短 絡・スパークが生じたものと考えられるが、 レイヤショート等の製品起因によるものか、 プラグ刃に加わった外部応力によるものか、 短絡した原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であり、 他に同種事故発生の情報もないことから、 措置はとらないが、今後の事故状況を注視 し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了してい る。	市町村 (受付:2012/09/21)
2012-1004 2011/08/00 (事故発生地) 千葉県	ACアダプター(携帯電話 用) 使用期間：約3か月	携帯電話用ACアダプターのコード 被覆が剥がれた。	事故品の電源コードは、プッシュ部近傍な どの複数箇所で、被覆(ポリウレタン製)の 剥離又は裂けによって芯線が露出していたも の、アダプター本体の内部基板や充電動作 等に異常は認められなかった。コード被覆に 硬化・脆化が認められたことから、被覆が劣 化して剥がれたものと考え、詳細な使用 状況等は不明であり、原因の特定はできな かった。	販売事業者は、事故原因が不明であるた め、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/08/02)
2012-1242 2012/02/00 (事故発生地) 福井県	ACアダプター(携帯電話 用) 使用期間：約4年	携帯電話用ACアダプターのコード 被覆が剥がれた。	事故品の電源コードは、プッシュ部近傍な どの複数箇所で、被覆(ポリウレタン製)の 剥離又は裂けによって芯線が露出していたも の、アダプター本体の内部基板や充電動作 等に異常は認められなかった。コード被覆に 硬化・脆化が認められたことから、被覆が劣 化して剥がれたものと考え、詳細な使用 状況等は不明であり、原因の特定はできな かった。	販売事業者は、事故原因が不明であるた め、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/08/24)
2012-0987 2012/07/24 (事故発生地) 東京都	ACアダプター(無線LAN ルーター用) US-100523(WHR-HP-G用) (株)パツファロー 使用期間：約5年	無線LANルーターに電源供給して いるACアダプターの出力コード先端 にあるDCプラグが焼損した。	DCプラグの樹脂に含まれていた難燃剤成 分が水分等と反応し、DCプラグ内部で絶縁 性が低下したことから、コードに過電流が流 れて異常発熱したものと推定されるが、反 応が生じた原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報 はなく、拡大被害に至っていないことか ら、措置はとらなかった。NITEは、引 き続き同様の事故発生状況に注視し、必要 に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/08/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2011-3015 2011/11/09 (事故発生地) 大阪府	LEDランプ（電球型） DL-LA81N シャープ（株） 使用期間：約6か月	室内の照明を使用していたところ、突然「パン」と破裂音がして、LEDランプの一部が落下した。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換にに応じており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2011/11/21)
2011-4052 2012/01/29 (事故発生地) 大阪府	LEDランプ（電球型） DL-LA61N シャープ（株） 使用期間：約7か月	LEDランプのカバーが突然落下した。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換に応じており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2012/02/10)
2012-0515 2012/05/26 (事故発生地) 東京都	LEDランプ（電球型） DL-LA8AN シャープ（株） 使用期間：約1年	使用中のLEDランプのカバーが突然落下した。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換に応じており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2012/06/01)
2012-0703 2012/06/09 (事故発生地) 千葉県	LEDランプ（電球型） DL-LA8AN シャープ（株） 使用期間：約1年1か月	使用中のLEDランプのカバーが突然落下した。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換に応じており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2012/07/02)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0857 2012/07/10 (事故発生地) 東京都	LEDランプ（電球型） DL-LA81N シャープ（株） 使用期間：約1年	LEDランプのカバーが突然落下した。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換に依拠しており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2012/07/12)
2012-0906 2012/01/06 (事故発生地) 北海道	LEDランプ（電球型） DL-LA81N シャープ（株） 使用期間：約1年	使用中のLEDランプのカバーが突然落下した。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換に依拠しており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2012/07/20)
2012-1555 2012/10/02 (事故発生地) 福岡県	LEDランプ（電球型） DL-LA8AN シャープ（株） 使用期間：約1年	LEDランプのカバーが突然落下し、肩にあたった。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換に依拠しており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2012/10/11)
2012-2114 2012/11/10 (事故発生地) 埼玉県	LEDランプ（電球型） DL-LA51N シャープ（株） 使用期間：不明	使用中のLEDランプのカバーが突然落下した。	当該製品は、電球型のLEDランプで、ドーム状のカバー（ポリカーボネート製）が接着剤によって取り付けられている構造であった。事故品は、当該カバーが分離しており、接着剤が軟化していたことから、使用に伴う発熱によって高温にさらされたことに加え、湿度等の環境条件が影響して接着剤が軟化し、接着力が低下したためにカバーが外れて落下したものと推定される。	輸入事業者は、人的被害に至っていないことから、カバーが外れたとの消費者からの申し出に対しては、製品の無償交換に依拠しており、その旨を主な販売店に周知している。 なお、2011（平成23）年7月生産分から、接着剤を変更し、さらに同年9月生産分から、ツメ嵌合による機械的な手段を合わせて用いる接合方法に変更している。	消費者センター (受付:2012/11/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1707 2012/10/14 (事故発生地) 北海道	エアコンプレッサー OL-1525 (株)パオック 使用期間：約1日	前日に購入した使用中のエアコンプレッサーから出火し、火傷を負った。	当該品は、モーター内部のカーボンブラシ又は整流子に不良があったため、モーター回転時にカーボンブラシと整流子の接触部で異常スパークが発生し、モーター周辺の樹脂部品が焼損したものと推定される。	輸入事業者は、2012(平成24)年10月26日付けホームページに告知を掲載し、無償点検を行っている。	輸入事業者 (受付:2012/10/24)
2012-1030 2012/07/23 (事故発生地) 宮崎県	エアコン室外機 AR28ARS ダイキン工業(株) 使用期間：約13年	使用中のエアコン室外機から発煙し、機器を焼損した。	長期使用(約13年)により、モーター運転コンデンサーの接続端子(鉄)が腐食し、接触不良による異常発熱が生じたため、接続端子部で短絡・スパークが発生し、コンデンサー樹脂ケース及び制御基板等が焼損したものと推定される。	製造事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	製造事業者 (受付:2012/08/06)
2012-1769 2012/07/05 (事故発生地) 栃木県	サーモスタット(水槽ヒーター用) 使用期間：不明	水槽用サーモスタット付近から出火し、周辺の壁の一部を焼損した。	当該品は、焼損した壁面に接していた電源コードの絶縁被覆が焼損しているだけであり、本体に焼損はなく、出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 なお、電源プラグ近傍の電源コードに溶融痕が認められたが、溶融痕付近の壁面等に焼損はないことから、延焼により生じた溶融痕と考えられる。	販売事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	販売事業者 (受付:2012/10/30)
2012-0712 2012/06/10 (事故発生地) 福岡県	スチームアイロン FV5250JO(ブランド:ティファール) (株)グループセブ ジャパン 使用期間：約2年10か月	アイロンを使用中、電源コードの根元が熱くなり通電ランプが消えたため被覆を剥がしてみたら、断線していた。	電源コードが本体側プロテクター付近で断線しており、使用中や保管する際、繰り返し応力が加わったことから、芯線が断線したものと推定される。 なお、取扱説明書に「電源コードをアイロン本体下部に巻き付けて、立てて保管してください」と記載されているが、巻き付け状態についての注意事項は記載されていない。	輸入事業者は、既製品については措置はとらないが、2012(平成24)年9月発売の新製品から、取扱説明書に本体への巻き付け強さ等についての注意事項を追加している。	消費者センター (受付:2012/07/03)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0097 2012/03/23 (事故発生地) 新潟県	パソコン周辺機器（プリンター） IP3100 キヤノン（株） 使用期間：約5年	プリンターから発煙して異臭がした。（2012-1384「インク（プリンター用）」と同一事故）	非純正インクに含まれる特定の有機溶剤が検出されたことから、これらの溶剤によってプリントヘッドの樹脂が膨潤し、生じた隙間からインクが浸入して、ヘッドの電気回路を短絡させ発煙したものと推定される。 なお、設計・発売当時、非純正インクの市場占有率が低かったうえ、当該溶剤の含有量が僅かであり、事故の発生を想定できなかったとしても、消費者が非純正インクを使用することは容易に想定できる状況であり、非純正インクへの対応は必要であったと推定される。他方、非純正インクの製造事業者は、販売に際して当該品への適合性について、十分な検証が必要であったと推定される。	輸入事業者は、2009（平成21）年5月20日付けのホームページにお知らせを掲載し、後継機種のカatalog及び取扱説明書に注意喚起文を追加している。 なお、当該プリントヘッドを採用した機種は2007年に生産を終了している。	消費者センター (受付:2012/04/10)
2011-2300 2010/11/00 (事故発生地) 愛知県	パソコン周辺機器（マウス） 使用期間：約3年	マウスを使用したところ、右手の指先に湿疹が出た。	被害者は、事故品によるパッチテストの結果、事故品上面の指等で触れる部分（ABS樹脂・アクリル樹脂塗装）に対し陽性反応を示したことから、当該部分に含まれる成分により皮膚炎を発症したものと考えられるが、事故品から検出された物質によるパッチテストが実施できず、原因物質の特定はできなかった。	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2011/09/12)
2012-1714 2012/09/22 (事故発生地) 東京都	ブルーレイレコーダー BDZ-T55 ソニー（株） 使用期間：約3年	ブルーレイレコーダーから発煙し、異臭がした。	ハードディスク用の電源コネクター樹脂に仕様と異なる難燃剤が使用され、絶縁性能が劣るものであったため、徐々に絶縁性が低下して電源コネクターの端子間で絶縁不良が起り、短絡が生じて異常発熱し、コネクター樹脂が焼損して異臭・発煙したものと推定される。	製造事業者は、2010（平成22）年9月16日付けホームページに告知を掲載し、無償で修理を行っている。	消費者センター (受付:2012/10/25)
2012-1386 2012/09/04 (事故発生地) 愛知県	ヘアドライヤー（ブラシ付） 使用期間：約2年5か月	ヘアドライヤーを使用中、電源コード部分から発火して衣服に燃え移り、穴が開いた。	使用中や収納時に本体側コードプロテクター部に過度なストレスを繰り返したため、コード芯線が断線し、スパークが発生したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったりなどしない。コードを本体に巻き付けない。」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2012/09/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2011-3952 2012/01/20 (事故発生地) 兵庫県	温水洗浄便座 TCF740 東陶機器(株)(現在:TOTO(株)) 使用期間:約15年	トイレから異臭がしたので確認したところ、温水洗浄便座の内部が発熱していた。	DC電源回路の電子部品(三端子レギュレーター)にはんだ付け不良があったため、はんだクラックが発生し、別の電子部品(洗浄モーター制御用IC)が過負荷状態となって異常発熱し、周辺の樹脂ケースが焦げたものと推定される。 なお、被害者は、入居時から暖房便座、洗浄機能が動作しないことを認識していたが、通電を継続していた使い方も事故に至った原因と考えられる。	製造事業者は、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	製造事業者 消防機関 (受付:2012/02/03)
2011-3434 2011/12/06 (事故発生地) 埼玉県	加湿器(スチーム式) CZ-23701 (株)丸隆 使用期間:約1日	使用中の加湿器から熱湯が溢れたため、移動させようとして熱湯で火傷を負った。	加湿用スチームで水タンクが暖まり、内圧が上昇して水タンクの残量と水温の条件によって、樹脂製蒸発槽への給水量が増加する構造であるため、樹脂製蒸発槽から熱湯が溢れ出たものと推定される。	輸入事業者は、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に販売を終了している。	消費者センター (受付:2011/12/16)
2012-0149 2011/12/28 (事故発生地) 大阪府	加湿器(スチーム式) CZ-23701 (株)丸隆 使用期間:約19日	加湿器から発煙し、異臭がした。	本体の樹脂製蒸発槽に成形不良があり、水漏れが生じたため、下部の電源基板上に水が浸入してトラッキング現象が発生し、基板や周辺の樹脂が焼損したものと推定される。	輸入事業者は、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に販売を終了している。	販売事業者 (受付:2012/04/13)
2012-0178 2012/02/16 (事故発生地) 滋賀県	加湿器(スチーム式) CZ-23701 (株)丸隆 使用期間:約4か月	使用中の加湿器の電源がショートし、カーペットが焦げた。	本体の樹脂製水槽部に成形不良があり、水漏れが生じたため、下部の電源基板上に水が浸入してトラッキング現象が発生し、基板や周辺の樹脂が焼損したものと推定される。	輸入事業者は、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に販売を終了している。	販売事業者 (受付:2012/04/17)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0981 2012/07/19 (事故発生地) 神奈川県	加湿器（スチーム式） 使用期間：約2年	使用中の加湿器から発火し、周辺を破損した。 (拡大被害)	当該品（カーボン電極棒式）の電極部分や内部配線に出火の痕跡はなく、通電部から離れたタンク樹脂部分が焼損していることから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/07/31)
2012-1015 2012/07/22 (事故発生地) 愛知県	学習机（照明器具付き） COM3-90L-NA（電気スタンド： DSL-0432L） (株)ニトリ 使用期間：約8年4か月	使用中の学習機の蛍光灯から火花が出て発煙し、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	当該製品に使用されていた蛍光灯に仕様と異なる定格の大きな電流ヒューズが誤って取り付けられていたため、故障により過電流が流れた際に電流ヒューズが機能せず、電気回路に過電流が流れ続け、抵抗等が発煙・焼損したものと推定される。 (A3)	輸入事業者は、同種事故の発生はあるものの拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了している。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/08/02)
2012-1256 2012/08/16 (事故発生地) 広島県	学習机（照明器具付き） 不明（電気スタンド：クレオ工業（株）、C359） 不明 使用期間：約10年5か月	使用中の学習機の電気スタンドから火花が出て発煙し、焦げ臭いにおいがした。 (製品破損)	インバーター基板にあるコンデンサーのはんだ付け部にはんだクラックが生じていることから、出力側にある抵抗に過電流が流れて焼損に至ったものと推定される。はんだクラックが生じた原因は、はんだ付け不良によるものか、温度や応力等によるものか、特定はできなかった。 (G3)	照明器具の輸入事業者は、事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はなく、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/08/27)
2012-1229 2012/08/03 (事故発生地) 茨城県	携帯型音楽プレーヤー YP-Z5FAS/XSJ 日本サムスン（株）（現在：サムスン電子ジャパン（株） 使用期間：約6年	使用中の携帯型音楽プレーヤーから発火してふとんが焦げ、消火の際、手に火傷を負った。 (軽傷)	内蔵バッテリー（リチウムイオン）が異常発熱して焼損したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定はできなかった。 (G3)	輸入事業者は、事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2012/08/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1980 2012/11/01 (事故発生地) 東京都	蛍光灯（電球型） EFG25EL/20-ZJ 東芝ライテック（株） 使用期間：不 明	使用中の蛍光灯から発煙し、ソケット部分の一部が黒くなっていた。	コンデンサーが異常発熱して内部フィルムが焼損し発煙に至ったものと推定される。また、当該製品は、コンデンサーが異常発熱して噴出したガスに着火し、ガラスカバー内の圧力が上がり、本体から外れて落下する事故が発生している。	輸入事業者は、2012（平成24）年6月15日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、無償交換を行っている。なお、当該製品は、別型式の同種事例があり、2007（平成19）年7月11日付け新聞及びホームページに社告を掲載し、無償交換を行っていた代替品であった。	消費者センター (受付:2012/11/12)
2012-0986 2012/07/11 (事故発生地) 富山県	照明器具（センサーライト） 使用期間：約3年	ベランダに設置していたセンサーライトの周辺が焼損した。	当該品を覆うようにしてベランダにふとんを干したため、ライトが点灯し、ふとんがライトで過熱されて出火したものと推定される。	NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、製造事業者等は不明であった。	消防機関 (受付:2012/07/31)
2012-1422 2012/09/03 (事故発生地) 北海道	照明器具（多連式、白熱電球） なし ペンヌギャラリーアンドカフェ 使用期間：不 明	子供（5歳）が照明器具の電源コードコンセントに差したところ、コードが赤熱して発火し、周辺を焼損して、指などに軽い火傷を負った。	電源コードに付いている中間スイッチの取付け工程で、コード引き出し部の絶縁被覆を傷つけたため、芯線が接触して短絡スパークが生じたものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、措置はとらなかった。なお、当該品は既に販売を終了している。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/09/20)
2012-0993 2012/07/24 (事故発生地) 北海道	食器洗い乾燥機（ビルトイン型） 使用期間：約13年	使用中の食器洗い乾燥機内のノズルが倒れてヒーターに接触し、ノズルが溶けた。	被害者がノズルを正常に軸受けに挿入していなかったために、ノズルが軸受けから外れてヒーター上に倒れ、溶融したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「ノズルをカチッとまで押し込み、取り付けた後、ノズルが手で軽く回ることを確認」する旨、記載されていた。	製造事業者は、被害者の不注意による事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2012/08/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1924 2012/10/27 (事故発生地) 岐阜県	水槽用循環ポンプ 使用期間：約10年	観賞魚用水槽の上部付近から出火し、壁の一部、水槽上部にある水槽照明器具、濾過器などを焼損した。	当該品の電源プラグを水槽用照明器具のサービスコンセントに長期間接続していたことから、埃や水分等が電源プラグ部に付着し、トラッキング現象が生じて出火したものと推定される。	NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品及び水槽用照明器具の製造事業者等は不明であった。	消防機関 (受付:2012/11/05)
2012-1442 2012/09/12 (事故発生地) 愛知県	扇風機 TK-F1204R 燦坤日本電器(株) 使用期間：約2か月	使用中の扇風機から発火した。	首振り部からの内部配線をモーター外枠に結束バンドで固定し、余分なバンド部分を切断した際、誤って配線に傷を付けたため、短絡が生じて発火したものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はなく、拡大被害に至っていないことから、今後の事故発生状況を注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、当該品は既に生産を終了しており、後継機種については、内部配線の固定方法を結束バンドから固定ねじに変更することとした。	輸入事業者 (受付:2012/09/24)
2012-1510 2012/09/24 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株)スイデン 使用期間：約2か月	通信販売で購入した扇風機を移動する際、首部分が折れて腕に当たってけがを負った。	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/10/03)
2012-1789 2012/06/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株)スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1790 2012/06/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1791 2012/06/00 (事故発生地) 茨城県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1792 2012/07/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1793 2012/07/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1794 2012/07/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1795 2012/07/00 (事故発生地) 大阪府	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1796 2012/07/00 (事故発生地) 栃木県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1797 2012/07/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1798 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1799 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1800 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1801 2012/07/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1802 2012/09/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1803 2012/09/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1804 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1805 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1806 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1807 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1808 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1809 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1810 2012/07/00 (事故発生地) 神奈川県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1811 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1812 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1813 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1814 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1815 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1816 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1817 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1818 2012/07/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1819 2012/07/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1820 2012/08/00 (事故発生地) 福岡県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1821 2012/08/00 (事故発生地) 大阪府	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1822 2012/07/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1823 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1824 2012/08/00 (事故発生地) 岐阜県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1825 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1826 2012/08/00 (事故発生地) 大阪府	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1827 2012/08/00 (事故発生地) 三重県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1828 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1829 2012/08/00 (事故発生地) 山梨県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1830 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1831 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1832 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1833 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1834 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1835 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1836 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1837 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1838 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1839 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1840 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1841 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1842 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1843 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1844 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1845 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1846 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1847 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1848 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1849 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1850 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1851 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分に亀裂が入った。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1852 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1853 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1854 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1855 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1856 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1857 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1858 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1859 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1860 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1861 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1862 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1863 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1864 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1865 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1866 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1867 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1868 2012/08/00 (事故発生地) 大阪府	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1869 2012/08/00 (事故発生地) 京都府	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1870 2012/08/00 (事故発生地) 岡山県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1871 2012/08/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1872 2012/08/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約1か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1873 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1874 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1875 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1876 2012/09/00 (事故発生地) 静岡県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1877 2012/09/00 (事故発生地) 愛知県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1878 2012/09/00 (事故発生地) 千葉県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約2か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1879 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1880 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1881 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1882 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1883 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1884 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1885 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1886 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1887 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1888 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1889 2012/09/00 (事故発生地) 福岡県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1890 2012/09/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1891 2012/09/00 (事故発生地) 和歌山県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1892 2012/09/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約5か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1893 2012/09/00 (事故発生地) 京都府	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分(ABS樹脂製)の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012(平成24)年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換(無償)を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1894 2012/09/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1895 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1896 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1897 2012/09/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不 明	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1898 2012/09/00 (事故発生地) 静岡県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1899 2012/09/00 (事故発生地) 香川県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1900 2012/10/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1901 2012/10/00 (事故発生地) 東京都	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL-A (株) スイデン 使用期間：約4か月	扇風機の首部分が折れた。 (製品破損)	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。 (A2)	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該部品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1902 2012/10/00 (事故発生地) 岡山県	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：約3か月	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1903 2012/10/00 (事故発生地) 不明	扇風機 nediusオフィス扇 NF-40H1FL (株) スイデン 使用期間：不明	扇風機の首部分が折れた。	当該製品の、首部分（ABS樹脂製）の成形工程において、金型のゲート位置及び温度管理が不適切であったことから、過度な残留応力ひずみとなった箇所に応力集中による亀裂が発生し、さらに樹脂の充てん不足から強度が低下していたため、使用に伴う振動等によって亀裂が伸展し、破断に至ったものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月5日付けホームページに社告を掲載するとともに、連絡先が判明している購入者へ販売店を通じて連絡し、製品回収及び部品交換（無償）を実施している。また、金型ゲート位置を変更するなど、当該製品の成形工程を改善した。	輸入事業者 (受付:2012/11/01)
2012-1060 2012/08/02 (事故発生地) 奈良県	扇風機 不明 不明 使用期間：約20年3日	使用中の扇風機付近から出火し、住宅の一部を焼損した。	長期使用（約20年）により、コンデンサーの絶縁性が劣化し、短絡が生じて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれないが、NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、財団法人家電製品協会、社団法人日本電機工業会、社団法人電子情報技術産業協会、社団法人日本冷凍空調工業会では、経済産業省と協力して、長期間使用家電製品に関する注意喚起のためのチラシを各自治体を通じて全国の各世帯に配布している。	消防機関 (受付:2012/08/10)
2012-1233 2012/08/08 (事故発生地) 福岡県	扇風機 CT-30H 東京芝浦電気（株）（現在：東芝ホームテクノ（株）） 使用期間：約40年	天井に取り付けた扇風機から発煙した。	長期使用（約40年）により、コンデンサーの絶縁性が劣化し、短絡が生じて異常発熱し、発煙したものと推定される。	製造事業者は、2007（平成19）年9月7日からホームページに告知を掲載し、長期使用の扇風機に対する注意喚起を行っている。 なお、財団法人家電製品協会、社団法人日本電機工業会、社団法人電子情報技術産業協会、社団法人日本冷凍空調工業会では、経済産業省と協力して、長期間使用家電製品に関する注意喚起のためのチラシを各自治体を通じて全国の各世帯に配布している。	製造事業者 (受付:2012/08/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1261 2012/08/18 (事故発生地) 香川県	扇風機 不明 不明 使用期間：約30年	使用中の扇風機が焼損し、床が焦げた。	長期使用（30年以上）により、モーター巻線又はコンデンサーの絶縁性が劣化し、短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれないが、NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、財団法人家電製品協会、社団法人日本電機工業会、社団法人電子情報技術産業協会、社団法人日本冷凍空調工業会では、経済産業省と協力して、長期間使用家電製品に関する注意喚起のためのチラシを各自治体を通じて全国の各世帯に配布している。	消防機関 (受付:2012/08/29)
2012-1369 2012/09/05 (事故発生地) 山梨県	扇風機 EF-6DZ 三洋電機（株） 使用期間：約40年	使用中の扇風機から発煙した。	長期使用（製造後約40年）により、コンデンサーの絶縁性が劣化して短絡・発熱し、コンデンサーの充填材が噴出したものと推定される。	製造事業者は、製造から30年以上経過している扇風機について、2007（平成19）年8月25日～2012（平成24）年6月12日の間に計6回新聞広告を掲載し、2007（平成19）年9月1日からテレビ広告を実施するなどして、使用の中止を呼びかけるとともに、製品の廃棄のお願いをしている。また、財団法人家電製品協会、社団法人日本電機工業会、社団法人電子情報技術産業協会、社団法人日本冷凍空調工業会では、経済産業省と協力して、現在、長期間使用している家電製品に関する注意喚起のためのチラシを各自治体を通じて全国の各世帯に配布している。	消費者センター (受付:2012/09/12)
2012-1315 2012/08/19 (事故発生地) 東京都	扇風機 使用期間：不明	使用中の扇風機的首振り部分に、幼児（2歳）が指を挟み骨折した。	幼児が誤って稼働中の当該製品的首振り部分に指を差し込み、挟み込まれたことにより事故に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「ガードの中や可動部へ指などを入れない」旨、記載されている。	輸入事業者は、保護者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらないが、ホームページに、当該製品を使用する際の子供に関する注意喚起を掲載することとした。	輸入事業者 (受付:2012/09/05)
2012-0929 2012/07/16 (事故発生地) 福岡県	扇風機 不明 不明 使用期間：約10年	使用中の扇風機付近から出火し、周辺を焼損した。	首振り部の配線が首振りの線り返しで断線したため、短絡・スパークが生じ、モーターの外郭樹脂に着火して焼損したものと推定されるが、配線に余裕がなかったことによる断線か、外郭樹脂に不良があり端部で配線が擦れたことによる断線か、原因の特定はできなかった。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれないが、NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消防機関 (受付:2012/07/25)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1301 2012/08/20 (事故発生地) 新潟県	扇風機 不明 不明 使用期間：約20年	住宅が全焼した。寝室で扇風機を使用していた。	焼損状況から、長期使用(20年以上)により運転コンデンサーあるいはモーター巻線が絶縁劣化し、出火したものと推定されるが、コンデンサーが確認できなかったことから、原因の特定はできなかった。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれないが、NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、財団法人家電製品協会、社団法人日本電機工業会、社団法人電子情報技術産業協会、社団法人日本冷凍空調工業会では、経済産業省と協力して、長期間使用家電製品に関する注意喚起のためのチラシを各自治体を通じて全国の各世帯に配布している。	消防機関 (受付:2012/09/03)
2012-0921 2012/07/00 (事故発生地) 鹿児島県	掃除機 D740 (ブランド: エレクトロラックス・ジャパン (株)) ルックス・ジャパン (株) (事業継承: フォアベルク日本 (株)) 使用期間: 約20年	掃除機を使用中、機器内部から発煙した。	長期使用(約20年)により、表示ランプ基板にあるコンデンサーが劣化したため、直列接続されているカーボン抵抗に過電流が流れて異常発熱し、焼損したものと推定される。	当該製品の事業継承者は、他に同種事故発生情報はなく、拡大被害に至っていないことから、措置はとらないが、同型品の修理依頼があった場合には、不具合がなくてもコンデンサー部の点検交換を行うこととした。	消費者センター (受付:2012/07/23)
2012-1347 2012/08/21 (事故発生地) 神奈川県	掃除機 (充電式) ZB2904X エレクトロラックス・ジャパン (株) 使用期間: 約1年7か月	ネット通販で購入した掃除機を充電器にセットしたところ、モーターが回り異音が生じて発煙した。	マイコンのプログラムに不具合があったため、誤動作を生じてモーター制御用のトランジスタが過負荷状態となり、異常発熱して発煙し、電源も切れなくなったものと推定される。<事業者の見解>製造プロセスにおいて、PCB基板上に半田不良あるいは、導電性異物混入が発生し、これが誤動作の原因になったと推測する。なお、仮に電源が切れなくなった場合でも、製品はエレクトロラックス社内部及び外部の全ての安全要件を満たしており、消費者に対して安全である。(事故原因区分: A3)	輸入事業者は、2010(平成22)年10月から顧客リストに基づき製品を回収し、修理・交換を行っている。	消費者センター (受付:2012/09/11)
2012-0644 2011/02/09 (事故発生地) 大阪府	電気オープンレンジ RE-F770 シャープ (株) 使用期間: 約20年	使用中の電子レンジから発煙し、頭痛が生じてのどが痛くなった。	制御基板上の整流ダイオードのはんだ付け端子部と、隣接するパターン線間で絶縁性が低下したことから、トラッキング現象が発生して発煙したものと推定されるが、絶縁性が低下した原因の特定はできなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であり、他に同種事故発生情報はなく、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/06/22)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0945 2012/07/21 (事故発生地) 群馬県	電気オープンレンジ（スチーム機能付） 使用期間：約11か月	電子レンジでラップに包んだ少量の コロッケを温めていたところ、発煙 し、庫内から出火した。 (被害なし)	少量（100g未満）のコロッケをラップ に包み自動加熱したため、センサーがコロ ッケの温度を正しく検知できず、過熱されて発 煙、発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「100g未満の 食品は自動調理で加熱しない」「油分の多い 料理はラップは使えない」旨、記載されてい る。 (E2)	輸入事業者は、被害者の不注意とみられ る事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2012/07/26)
2012-1708 2012/09/03 (事故発生地) 千葉県	電気オープンレンジ（スチ ーム機能付） 使用期間：約2年6か月	電気オープンレンジを使用中、強化 ガラス製の扉ガラスに亀裂が入り、扉 を開けた際に指を切った。 (軽傷)	事故品の扉ガラスは、全体に亀裂が入って 破損しており、破損の起点である庫内側ガラ ス表面に微小な異物（アルミ）の付着したガ ラス溶融痕が認められたことから、使用に 伴って付着していたアルミに、電子レンジ機 能として使用した際、スパークが発生して局 所的にガラスを溶融し、当該箇所に生じた亀 裂が加熱等によってさらに伸展したことで、 破損に至ったものと推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故で あるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/10/24)
2012-1343 2012/07/25 (事故発生地) 兵庫県	電気こんろ（ラジエントヒー ター式） IBI-227RE-2N (IBI-227RE-2S) (株) 萬品電機製作所(倒産) 使用期間：約7年3か月	電気こんろの上に置いていたカセッ トこんろのボンベが爆発し、台所の壁 などが焼損した。 (拡大被害)	ノイズによる誤動作で電源スイッチが入 り、トップレートに置かれたカセットこ んろが加熱され、ボンベが爆発した可能性が考 えられるが、耐ノイズ性試験で誤動作は発生 せず、原因の特定はできなかった。 なお、当該品は、耐ノイズ性が十分でな く、社告により基板が交換されている製品で あった。 (G3)	NITEは、引き続き同様事故発生状況 に注視し、必要に応じて対応することとし た。 なお、製造事業者は倒産しているが、特 定アパートに納入・設置されており、ユー ザーが把握できているため、販売事業者は 入居者への告知文のチラシを配布し、代替 品への交換、及び制御基板（改良品）の修 理・交換を行っている。	消防機関 (受付:2012/09/10)
2012-2139 2012/11/13 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ（オイルヒー ター） DX12 長田貿易（株） 使用期間：約17年	オイルヒーターの電源スイッチを入 れたところ、操作パネル付近から火花 が出て発煙した。 (製品破損)	本体内部の電子部品（トリアック）が内 部短絡により異常発熱し、火花が出て発煙し たものと推定されるが、短絡した原因の特定 はできなかった。 (G3)	輸入事業者の所在が不明であるため、措 置はとれないが、NITEは、引き続き同 様の事故発生状況に注視し、必要に応じて 対応することとした。	消防機関 (受付:2012/11/29)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1459 2012/09/03 (事故発生地) 千葉県	電気やかん CK-FE10型 象印マホービン(株) 使用期間：約3か月	電気やかんを使用中、湯が沸いた後に電源が切れなくなったことから、商品交換したが再び、電源が切れなくなったため、本体を持ち上げたところ、蒸気で手に火傷を負った。	ヒーター用のリレーが選定ミスであったため、リレー接点が溶着し、ヒーターが連続通電となったことから、蒸気の発生量が増えたものと推定される。	輸入事業者は、空焚き防止用の温度ヒューズにより、焼損や発火等の拡大被害に至る可能性は低いことから、措置はとらなかった。N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2012/09/26)
2012-2150 2012/11/14 (事故発生地) 静岡県	電気衣類乾燥機 使用期間：約30年	使用中の電気衣類乾燥機から発煙した。	当該品の内部に堆積していた埃の固まりが、ヒーター線に付着し、埃が一時的に焦げて発煙したものと推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2012/12/03)
2012-1373 2012/09/02 (事故発生地) 愛知県	電気洗濯機(乾燥機付) AW-80VBE2 東芝ホームアプライアンス(株) 使用期間：約7年	使用中の洗濯機の下部から発煙し、機器の一部が焼損した。	製造工程において、洗濯ドラムのモーター軸シール部に異物が入り込んでいたため、モーターから異音が生じ、修理業者からモーター交換が必要と伝えられていたが、修理せずに継続使用していたことから、モーター巻線の端子部で短絡が生じて異常発熱し、焼損・発煙したものと推定される。	輸入事業者は、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2012/09/12)
2012-1399 2012/09/13 (事故発生地) 大阪府	電気洗濯機(乾燥機付、ドラム式) 使用期間：約5年1か月	洗濯機で座ぶとんを脱水中、異臭がして洗濯物投入口の樹脂が破損し、座布団が熱で硬く変形した。	座布団を洗濯したため、洗濯中にドア側のすき間に座布団が挟まり、脱水回転時の摩擦熱で異臭がしてドア側の樹脂が破損し、座布団が変形したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「座布団や枕等、わたや発泡ウレタン(スポンジ類)の入ったものは、洗濯できない」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/09/18)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0828 2012/07/02 (事故発生地) 京都府	電気洗濯機（全自動） JW-K33A ハイアールジャパンセールス （株） 使用期間：約5年2か月	使用中の洗濯機の背面から発煙した。	モーター用コンデンサー（保安機構なし）の製造工程において異物が混入していたため、使用中に徐々に絶縁劣化を起こし、異常発熱して発煙したものと推定される。	輸入事業者は、2010（平成22）年11月12日、2012（平成24）年9月21日付のホームページ及び2012（平成24）年9月22日付の新聞に社告を掲載し、無償点検を実施し、必要に応じて部品の無償交換を実施している。	消防機関 (受付:2012/07/11)
2012-0951 2012/07/15 (事故発生地) 群馬県	電気冷温水給湯器 使用期間：不 明	台所に設置していた電気冷温水給湯器（ウォーターサーバー）とその横のごみ箱付近から出火し、住宅の一部を焼損した。	当該品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2012/07/30)
2012-0257 2012/04/05 (事故発生地) 兵庫県	電子レンジ 使用期間：約8年	マグカップにお茶を入れ、電子レンジで加熱した後、カップを取り出そうとしたところ、突然お茶が飛び散り、手と顔に火傷を負った。	電子レンジの加熱機能に異常はないことから、お茶を「あたためスタート」キーで加熱したため、過加熱状態になり、突沸が生じたものと推定される。 なお、取扱説明書には、『飲み物を加熱する際、「あたためスタート」キーを使用すると熱くなり過ぎるため、「牛乳・酒」キーを使用する。取り出す際突沸し火傷する恐れがあるため、広口の容器に入れ加熱前にスプーンなどでかき混ぜる』旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2012/04/26)
2012-1470 2012/08/31 (事故発生地) 千葉県	電子レンジ 使用期間：不 明	店舗の食品売り場に設置された電子レンジから出火した。	庫内の回転テーブルに食品カスが附着していたため、マイクロ波が食品カスに集中してスパークが発生し、出火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「食品・油・煮汁などで汚れたまま加熱しない。さびや発煙・発火の原因になる。附着したときは必ずふき取る。」旨、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	輸入事業者 (受付:2012/09/28)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1303 2012/08/22 (事故発生地) 東京都	電磁調理器（ビルトイン型） 使用期間：約1年1か月	電磁調理器となべの間に汚れ防止シートを敷いて、天ぷら油を入れたなべを加熱中、目を離れた間になべの油から発火した。	揚げ物調理中にその場を離れ、更に市販のフライパンに少量（約300g）の油を入れて、通常の揚げ物モードで揚げ物調理を行っていたため、油が発火したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「調理中はその場を離れない。天ぷらは付属のなべを使用する。油の量は500g以上で調理する。少量油200g以上の場合は、少量コースで調理する。」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2012/09/04)
2012-2048 2012/10/20 (事故発生地) 群馬県	電磁調理器（ビルトイン型） 使用期間：約7年	電磁調理器で天ぷらを調理中、目を離れた間に、天ぷら油から出火した。	揚げ物調理中にその場を離れ、更に市販の鍋に少量（約200ml）の油を入れ、揚げ物キーの付いていないヒーター側で揚げ物調理を行っていたため、油が発火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「揚げ物調理中はそばを離れない。揚げ物調理は付属のなべを使用する。500g（0.56L）未満の油で調理しない。」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2012/11/20)
2012-1269 2012/07/20 (事故発生地) 東京都	電磁調理器（ビルトイン型、電気こんろ付、ロースター付） 使用期間：不明	電磁調理器で天ぷら油を入れたなべを加熱中、目を離れた間になべの油から出火した。	揚げ物調理中にその場を離れ、更に付属の天ぷら鍋でない市販のなべに少量の油（約280g）を入れて、少量の油で揚げ物キーを使用せずに調理を行ったため、油が発火したものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「そばを離れない。鍋は付属の天ぷら鍋を使う。500g（0.56L）未満の油量では調理しない。揚げ物キーを使う」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、NITEでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	製造事業者 (受付:2012/08/29)
2012-1403 2012/08/31 (事故発生地) 岐阜県	配線器具（コンセント） 使用期間：不明	倉庫内の壁コンセント付近から出火し、天井と壁面の一部が焼損した。	コンセント表面に焼損はなく、内部の刃受けや屋内配線接続部に発火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消防機関 (受付:2012/09/19)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-2153 2012/11/09 (事故発生地) 不明	配線器具 (マルチタップ) HTK153BK (株) ヤザワコーポレーション 使用期間：不 明	マルチタップが発熱し、コンセントの一部が焼損した。	タップ内部の雷サージ対策用基板にはんだ付け不良があったため、基板上のバリスター異極間で短絡が生じ、焼損したものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報はないことから、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、今後は、品質管理の強化を行うこととした。	輸入事業者 (受付:2012/12/03)
2012-1554 2012/10/02 (事故発生地) 愛知県	配線器具 (延長コード) 使用期間：不 明	子供部屋にある延長コードのタップ付近から出火して、周辺を焼損し、家人1人が火傷を負った。	マルチタップの刃受けやコードに発火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、製造事業者等は不明であった。	消防機関 (受付:2012/10/11)
2012-1765 2012/09/12 (事故発生地) 愛知県	配線器具 (延長コード) 使用期間：不 明	延長コード付近から出火し、住宅を全焼した。	プラグ部及びマルチタップ部に発火の痕跡はなく、コード断線部の溶融痕は解析の結果、二次痕の可能性が高いことから、製品に起因しない事故と推定される。	N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、製造事業者等は不明であった。	消防機関 (受付:2012/10/30)
2012-1957 2012/11/06 (事故発生地) 愛知県	配線器具 (延長コード) 使用期間：不 明	ホテルの居室部分の納戸にあったテーブルタップ付近から出火し、2人が消火の際に火傷を負った。	テーブルタップの刃受けやコードに発火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、製造事業者等は不明であった。	消防機関 (受付:2012/11/08)

製品区分： 01.家庭用電気製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0728 2012/06/26 (事故発生地) 奈良県	配線器具(延長コード) FKC-311A フカダック(株) 使用期間：約12年	延長コードにテレビとDVDプレーヤーを接続して使用していたところ、タップ付近から火花が散った。	タンブラー式電源スイッチ(通電ランプ内蔵)の操作部樹脂の支点が破損し、スイッチ内部で短絡・スパークが生じたものと推定されるが、強度不足による破損か、劣化による破損か、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、拡大被害に至っていないことから、措置はとらなかった。 なお、当該品は既に生産を終了している。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/07/04)
		(製品破損)	(G3)		

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0890 2012/05/00 (事故発生地) 山形県	やかん マロンケトル シャイン 3.0L 谷口金属工業(株) 使用期間：約8日	使用中のやかんのふたが外れて手首にあたり、火傷を負った。	当該製品は、ふたと本体ふた口との嵌め合により、傾けても外れない構造であるが、事故品はふた口の径が大きかったこと等により、傾けた際にふたが外れ、事故に至ったものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、措置はとらなかった。 なお、NITEは、引き続き事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/07/18)
2012-1045 2012/06/00 (事故発生地) 神奈川県	食器(コップ、ガラス製) オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド(株)(景品配布事業者) 使用期間：不明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012(平成24)年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/09)
2012-1144 2012/00/00 (事故発生地) 北海道	食器(コップ、ガラス製) オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド(株)(景品配布事業者) 使用期間：不明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012(平成24)年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1145 2012/00/00 (事故発生地) 千葉県	食器(コップ、ガラス製) オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド(株)(景品配布事業者) 使用期間：不明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012(平成24)年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1146 2012/00/00 (事故発生地) 神奈川県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、右手小指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1147 2012/06/30 (事故発生地) 大阪府	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1148 2012/00/00 (事故発生地) 神奈川県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1149 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1150 2012/06/30 (事故発生地) 兵庫県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1151 2012/00/00 (事故発生地) 滋賀県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、小指に擦過傷を 負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1152 2012/07/01 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、親指に擦過傷を 負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1153 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負っ た。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1154 2012/07/02 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、唇に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1155 2012/07/03 (事故発生地) 福岡県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1156 2012/07/01 (事故発生地) 愛知県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1157 2012/06/30 (事故発生地) 福岡県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップが手に当たり、擦過傷 を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1158 2012/06/30 (事故発生地) 兵庫県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、唇に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1159 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、唇に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1160 2012/06/30 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、薬指に擦過傷を 負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1161 2012/07/01 (事故発生地) 大阪府	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1162 2012/07/01 (事故発生地) 熊本県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、薬指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1163 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1164 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負っ た。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1165 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負っ た。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1166 2012/00/00 (事故発生地) 京都府	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1167 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1168 2012/07/04 (事故発生地) 千葉県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1169 2012/00/00 (事故発生地) 静岡県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指2本に擦過傷を負 った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1170 2012/07/05 (事故発生地) 鳥取県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、親指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1171 2012/07/01 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、人差し指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1172 2012/07/07 (事故発生地) 千葉県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1173 2012/00/00 (事故発生地) 北海道	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、左手の薬指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1174 2012/07/07 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1175 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1176 2012/07/08 (事故発生地) 北海道	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1177 2012/07/07 (事故発生地) 佐賀県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1178 2012/07/08 (事故発生地) 兵庫県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1179 2012/00/00 (事故発生地) 栃木県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1180 2012/07/08 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1181 2012/06/30 (事故発生地) 三重県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1182 2012/00/00 (事故発生地) 愛知県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1183 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1184 2012/06/30 (事故発生地) 神奈川県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、上唇に擦過傷を 負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1185 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1186 2012/00/00 (事故発生地) 愛知県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指2か所に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1187 2012/07/09 (事故発生地) 愛知県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、口に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1188 2012/07/04 (事故発生地) 栃木県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1189 2012/07/08 (事故発生地) 東京都	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1190 2012/07/08 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1191 2012/00/00 (事故発生地) 兵庫県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1192 2012/07/02 (事故発生地) 三重県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1193 2012/07/05 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、口に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1194 2012/00/00 (事故発生地) 東京都	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1195 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負っ た。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1196 2012/07/13 (事故発生地) 和歌山県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負っ た。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1197 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1198 2012/00/00 (事故発生地) 兵庫県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1199 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1200 2012/07/12 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1201 2012/00/00 (事故発生地) 高知県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1202 2012/00/00 (事故発生地) 高知県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1203 2012/00/00 (事故発生地) 静岡県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1204 2012/07/14 (事故発生地) 千葉県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1205 2012/07/14 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1206 2012/07/07 (事故発生地) 京都府	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、右手中指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1207 2012/07/15 (事故発生地) 愛媛県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1208 2012/07/12 (事故発生地) 東京都	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、右手薬指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1209 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード店がキャンペーンの景品として配布したものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製品表面にガラス破片が溶着して成形されたため、1mm程度の突起物となり、これに接触することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成24）年8月8日付けのホームページ及び翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1210 2012/07/15 (事故発生地) 東京都	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1211 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1212 2012/07/16 (事故発生地) 鹿児島県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1213 2012/00/00 (事故発生地) 神奈川県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1214 2012/07/12 (事故発生地) 神奈川県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1215 2012/00/00 (事故発生地) 愛知県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、口に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1216 2012/07/14 (事故発生地) 福岡県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1217 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 02.台所・食卓用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1218 2012/00/00 (事故発生地) 神奈川県	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、手に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1219 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)
2012-1220 2012/00/00 (事故発生地) 不明	食器（コップ、ガラス製） オリンピック応援コークグラス 日本マクドナルド（株）（景品 配布事業者） 使用期間：不 明	ガラスコップで、指に擦過傷を負った。 なお、当該製品は、ファストフード 店がキャンペーンの景品として配布し たものであった。	事故品は、製造工程上の不具合により、製 品表面にガラス破片が溶着して成形されたた め、1mm程度の突起物となり、これに接触 することでけがを負ったものと推定される。	景品配布事業者は、2012（平成 24）年8月8日付けのホームページ及び 翌日付けの新聞に社告を掲載し、無償で製 品交換を行っている。	その他 (受付:2012/08/21)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1684 2012/08/24 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ (LPガス用) 使用期間：約2年	グリルが点火しなかったため覗き込んで点火操作を行ったところ、炎が出て右目周辺に軽い火傷を負った。	グリルのバーナーに油脂が付着して着火不良となり、グリル内にガスが滞留した状態で、グリル扉を開けて中を覗き込みながら点火操作を行ったため、異常着火して顔に火傷を負ったものと推定される。 なお、取扱説明書には「点火操作時や使用中バーナ付近に触れたり、顔を近づけたりしない」「点火操作をしても添加しない場合操作ボタンを戻して、周囲のガスがなくなつてから再度点火操作する」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2012/10/23)
2012-2137 2012/08/24 (事故発生地) 茨城県	ガスこんろ (LPガス用) 使用期間：約3年	ガスこんろを使用して消火後に台所を一旦離れて戻ってきたら、グリル付近から火が出ていた。	使用時のこんろの火がバーナー周辺の堆積物等に燃え移って製品内部に落下し、バーナー下部に堆積していた油かす等に引火して、グリル庫内の堆積物等へ燃え広がったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「煮こぼれやグリル使用後などで機器が汚れているときはお手入れしてください。グリル水入れ皿に溜まった脂や調理物が燃えて火災のおそれがあります」と、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2012/11/29)
2012-1562 2012/08/29 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ (都市ガス用) 使用期間：約8年	ガスこんろのグリルを使用中、排気口から出火した。	ガスこんろのグリルで鶏肉を調理したまま放置したため、鶏肉の油脂や受け皿に溜まっていた油等が過熱し、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書に「火をつけたまま離れたり、外出、就寝をしない。調理中のものが異常過熱し火災の原因になります」「調理物の種類によっては、グリル過熱防止センサーが作動する前に発火することがありますので、機器からはなれないようにし、焼きすぎに注意してください」と記載している。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 販売事業者 (受付:2012/10/11)
2012-2060 2012/10/07 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ (都市ガス用) 使用期間：約19年	ガスこんろから発煙し、周辺が焼損した。	使用者が誤ってグリルに点火したことに気付かず放置したため、器具内部が過熱し、排気口や器具上に置いていた可燃物が燃え、火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書に火災予防のため、「グリル使用中、後部の排気口の上に物をのせない」「器具の上や周囲に燃えやすいものを置かない」「火をつけたままの就寝、外出はしない」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 販売事業者 (受付:2012/11/21)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1653 2012/10/10 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用、 クッキングテーブル組込型） LT-003（大阪ガス（株）ブランド：12-600） （株）ターダ（現在：（株）ハーマン） 使用期間：約33年	クッキングテーブルのガスこんろを点火したところ、ガス接続部から出火し、こんろおよびテーブル裏面の一部が焦げた。	長期間（約33年）の使用によって、ガスこんろの迅速継手式ガス接続口に組み込まれたパッキンが劣化して亀裂が生じ破断に至ったため、ガスが漏洩し、こんろのバーナーの炎が引火したものと推定される。	販売事業者は、ホームページ上で、古いコンセント継手（迅速継手）の取り替えを推奨するとともに、機器本体にコンセント継手が内蔵されている機種はコンセント継手の交換ができないため、ガスこんろとしての使用は控えるよう、注意喚起している。 なお、NITEは引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じ対応することとした。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2012/10/18)
2012-1992 2012/10/19 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用、ピルトイン型） 使用期間：不明	調理中のガスこんろのグリル排気口付近から煙と炎が見え、機器内の配線の一部が焼損した。	修理業者が、ガス導管の再組み立て時にOリングが噛み込んだ状態であることに気がなかったため、ガスが漏れ、こんろの火が引火したものと推定される。	製造事業者は、修理業者に対し、修理作業完了時にガス漏れ検査マニュアル（補修用部品に同梱）に基づいて、必ず検査を実施するよう周知徹底を依頼した。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2012/11/14)
2012-1767 2012/10/05 (事故発生地) 京都府	ガスこんろ（都市ガス用、ピルトイン型） 使用期間：約6年	ガスこんろのグリルで調理中、グリル庫内から出火した。	事故品にガス漏れ等の不具合はなく、グリル庫内に多量の炭化物が確認されたことから、被害者がグリル使用後の清掃を日常的に怠っていたため、グリル庫内の受皿に溜まっていた油脂等が過熱し、発火したものと推定される。 なお、取扱説明書に、「火災のおそれがあるため、グリル受け皿にたまった食品くずや魚の脂などを取り除く」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2012/10/30)
2012-1665 2012/10/11 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用、ピルトイン型） 使用期間：約25年	ガスこんろの点火ボタンなどが溶融した。	煮こぼれを繰り返したため、ガス通路部に多量の錆が発生して閉塞気味になっていたことから異常燃焼による逆火が発生し、バーナーの一次空気取り入れ孔から溢れ出た炎により、点火ボタン部が溶融したものと推定される。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2012/10/19)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1402 2012/09/10 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま（LPガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約15年	ガスふろがまのケーシングの一部が変形した。	ふろがまの冠水による点火し難い状況下で、点火操作を繰り返したため、機器内に滞留した未燃ガスに異常着火し、ケーシングを変形させたものと推定される。 なお、本体には「点火しない時や途中で消火したときは、5分以上待って再点火する」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能及び冠水検知装置を装備した製品が販売されている。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2012/09/19)
2012-1744 2012/10/19 (事故発生地) 埼玉県	ガスふろがま（LPガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約4年6か月	ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異常着火し、ケーシングの一部が変形した。	機器にガス漏れ及び着火動作等の異常がないことから、被害者が点火操作を繰り返したため、機器内に滞留したガスに引火し、異常着火したものと推定される。 なお、取扱説明書及び本体には「点火しないとき、途中で消火したときは5分以上待った後に再点火する」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2012/10/26)
2012-1908 2012/10/16 (事故発生地) 兵庫県	ガスふろがま（LPガス用、CF式） 使用期間：約15年8か月	ガスふろがま付近から出火し、周辺を焼損した。	当該製品に変形や焼損などの異常がみられないことから、当該製品以外からの出火とみられ、製品に起因しない事故と推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2012/11/02)
2012-1563 0000/00/00 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約8年8か月	ガスふろがまのケーシングの一部が変形していた。	機器にガス漏れ及び着火不良等の異常がないことから、被害者が点火操作を繰り返したため、機器内に滞留したガスに引火し、異常着火したものと推定される。 なお、本体には、「点火しない時は3分、途中で消火したときは10分ぐらい待って再点火する」旨の注意表示が記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	製造事業者 販売事業者 国の行政機関 (受付:2012/10/11)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1743 2012/10/17 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約10年11か月	ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、大きな音がしてケーシングの一部が変形した。	機器にガス漏れ及び着火不良等の異常がないことから、被害者が点火操作を繰り返したため、機器内に滞留したガスに引火し、異常着火したものと推定される。 なお、本体には「点火しない時や途中で消火したときは、5分以上待って再点火する」旨、記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	製造事業者 国の行政機関 販売事業者 (受付:2012/10/26)
2012-1931 2012/10/28 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約14年3か月	ガスふろがまの点火操作を繰り返したところ、異音が生じ、ケーシングの一部が変形した。	機器にガス漏れ及び着火不良等の異常がないことから、被害者が点火操作を繰り返したため機器内に未燃ガスが滞留し、異常着火に至り、ケーシングが変形したものと推定される。 なお、本体には、「点火しないときは、3分以上たってから点火操作をしてください」旨の注意表示が記載している。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能を装備した製品が販売されている。	製造事業者 販売事業者 国の行政機関 (受付:2012/11/06)
2012-2049 2012/10/20 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約6年	ガスふろがまから発煙し、内部配線の一部が焦げた。	事故品内部に冠水跡が確認され、浴室の排水状態もよくなかったことから、事故当時メンバーナーのノズル下部まで冠水した状態で使用したため、異常燃焼が発生し、内部配線の一部を焦がしたものと推定される。 なお、本体には、「浴室の排水口はこまめに掃除してください。機器内に水が浸入すると火災や機器損傷の原因となります。」と注意表示が記載されている。	製造事業者は、被害者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。 なお、2011（平成23）年4月より、異常着火防止対策として、ガス電磁弁の閉止時間を短縮させ、ガスの放出を防止する機能及び冠水検知装置を装備した製品が販売されている。	製造事業者 (受付:2012/11/20)
2012-1724 2012/09/09 (事故発生地) 兵庫県	ガスふろがま（都市ガス用、BF式、給湯機能付） 使用期間：約14年	子供（9歳）がシャワーを使用して頭を洗っていたところ急に高温になり、子供が左の首から肩にかけて火傷を負った。	事故品はガス漏れ及び着火不良動作等の異常がなく、異常燃焼に至るような不具合も無いことから、水量が不安定となって水量が減少した際に、設定した温度より高温の出湯となって事故に至った可能性が考えられるが、事故当時の使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/10/26)

製品区分： 03.燃焼器具

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 日 受 付 年 月 日
2012-1663 2012/10/14 (事故発生地) 神奈川県	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約9年	使用中のガスふろがまから異音が生じ、フロントカバーの一部が変形した。 (製品破損)	ガス種変更工事の際に交換されたガス通路部品の固定ネジが仮止めのままになっていたため、ガス種変更後、初めて追い焚きをしたときにガス漏れが生じ、追い焚きバーナーの火が漏れたガスに引火したものと推定される。 (D1)	製造事業者は、業者の設置・施工不良とみられる事故であるため、措置をとらなかった。 (受付:2012/10/19)	国の行政機関
2012-1958 2012/10/29 (事故発生地) 東京都	ガスふろがま（都市ガス用、RF式、給湯機能付） 使用期間：約12年3か月	使用中のガスふろがまから異音が生じ、フロントカバーが変形した。 (製品破損)	機器を外壁塗装工事の養生シートで覆った状態で使用したため、給排気が正常に行われず、未燃ガスが溜まり、点火動作時のスパークにより異常着火し、前面カバーが変形したものと推定される。 なお、塗装業者は使用者に機器の使用禁止を伝えていなかった。 (F2)	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかったが、2009（平成21）年10月から、ホームページで消費者および工事業者に対し「建物外壁塗装工事の際のご注意について」として注意喚起を行っている。 なお、塗装業者は、今後作業時に必ず注意喚起を行うこととした。 (受付:2012/11/08)	製造事業者 国の行政機関 販売事業者
2012-1646 2012/10/15 (事故発生地) 大阪府	ガスふろバーナー（都市ガス用） 使用期間：1回	ガスふろバーナーから出火し、機器及び周辺が焼損した。 (拡大被害)	ガスふろバーナーを交換した際、バーナー接続部のねじをスパナなどの工具を使用せず、手締めしたため、接続部からガス漏れが生じ、漏れたガスにバーナーの火が引火したものと推定される。 (D1)	ふろがま製造事業者が施工業者に、必ずガス漏れ検査を実施するように指導した。 (受付:2012/10/18)	国の行政機関
2012-1995 2012/11/01 (事故発生地) 神奈川県	ガスホース（都市ガス用、迅速継手付） 使用期間：不明	ガスこんろを点火したところ、2口ガス栓付近に着火し、ファンヒーターのガスホースの一部およびガス栓キャップが溶解し、こんろのガスホースの一部が焦げた。 (拡大被害)	ファンヒーターに接続されたガスホースにガス漏れ等の異常はなく、ガス栓接続側継手スリーブとカバーの外郭の一部に残る焼損した痕跡から、事故品とガス栓が不完全な接続状態にあったため、ガスが漏れ、ガスこんろの火が引火したものと推定される。 (E2)	製造事業者は、消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 (受付:2012/11/14)	国の行政機関

製品区分： 03.燃焼器具

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 日 受 付 年 月 日
2011-4049 2012/01/28 (事故発生地) 東京都	ガス温風暖房機（都市ガス用、FF式） 使用期間：不 明	ガスファンヒーターを点火したところ、異音がして本体の側面が焼損した。	当該製品の送風用エアフィルタ等に多量の埃が付着していたことから、送風量不足となり熱交換器（燃焼室）が過熱して穴が開き、穴から漏れた燃焼炎で本体側面が焼損したものと推定される。 なお、取扱説明書や本体には、「エアフィルタは1週間に1回以上掃除してください」と記載されている。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者 (受付:2012/02/10)
2012-1771 2012/10/24 (事故発生地) 兵庫県	ガス給湯器（LPガス用、RF式） 使用期間：約4年10か月	使用中のガス給湯器の排気口から炎が出て、周辺を焼損した。	事故品が故障しているのを知りながら繰り返し使用したため、熱交換器に煤が付着して空気不足が進行し、排気口から排出された未燃ガスに引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「故障時のチェックポイントを調べても異常が続く場合は販売店等に連絡する」旨、記載されている。	製造事業者は、使用者の誤った使用方法による事故であることから、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2012/10/31)
2012-0333 2012/01/13 (事故発生地) 埼玉県	ガス給湯器（都市ガス用、RF式） 使用期間：約11年9か月	ガス給湯器のシャワーを使用中、突然熱湯が出て、胸部に火傷を負った。	事故品に異常はみられないことから、事故品を使用中に他の場所で水が使用されたため水圧が低下し、出湯量が減少して高温出湯に至った可能性が考えられるが、事故当時の詳細な状況が不明であるため、原因の特定はできなかった。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/05/10)
2012-1355 2012/09/09 (事故発生地) 神奈川県	ガス給湯器（都市ガス用、RF式、暖房機能付） 使用期間：約24年	ガス給湯器のフロントカバーの一部が変形した。	修理業者が、修理前に故障事象を確認するため、フロントカバーを外さずに点火操作を繰り返し行ったことから、未燃ガスが機械室内に滞留し、点火操作の火花が引火したものと推定される。	製造事業者は、修理業者の修理不良とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 販売事業者 (受付:2012/09/12)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1787 2012/10/22 (事故発生地) 茨城県	ガス給湯器（都市ガス用、R F式、暖房機能付） 使用期間：約7年9か月	使用中のガス給湯器から異音がし、 フロントカバーが変形した。	機器を建物改装工事の養生シートで覆った 状態で使用したため、給排気が正常に行われ ず、未燃ガスが溜まり、点火動作時のスパ ークにより異常着火し、前面カバーが変形した ものと推定される。	製造事業者は、製品に起因しない事故で あるため、措置はとらなかった。 なお、2009（平成21）年10月か ら、ホームページで消費者および工事業者 に対し「建物外壁塗装工事の際のご注意に ついて」として注意喚起を行っている。	製造事業者 国の行政機関 (受付:2012/11/01)
2012-1669 2012/08/04 (事故発生地) 大阪府	ガス給湯器（都市ガス用、R F式、暖房機能付） 使用期間：約15年5か月	ガス給湯器のシャワーを使用したと ころ、シャワーヘッドの金具部分が熱 くなったために落とし、熱湯が足にか かって火傷を負った。	最小燃焼時のガスの二次圧力が正常値より も高くなっていたことから、水温が高くシャ ワー流量が少ない状態などで使用して温度制 御範囲を超え、出湯温度を制御できず、設定 温度より高温出湯になった可能性が考えられ るが、事故当時の使用状況等が不明であり、 火傷するほどの高温出湯を再現できなかった ことから、原因は特定できなかった。	製造事業者は、事故原因が不明であるた め、措置はとらなかった。 なお、NITEは、引き続き同様の事故 発生状況に注視し、必要に応じて対応する こととした。	販売事業者 (受付:2012/10/19)
2012-1356 2012/09/06 (事故発生地) 広島県	ガス栓（LPガス用） 使用期間：約31年	ガス栓付近から出火し、ガスこんろ などが焦げ、火傷を負った。	二口ガス栓がグリル排気口の直上に設置さ れていたため、不使用側のガス栓のホースエ ンドに挿入されていた安全アダプター （ヒューズ機能を有しないガス栓に挿入する ことでヒューズ機能を付加する部品）が過熱 されてヒューズが溶融し、事故当時に不使用 側のガス栓を誤って開栓した際に、ガスが漏 れ、こんろの火に引火したものと推定され る。	製造事業者は、被害者の不注意とみられ る事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2012/09/12)
2012-0794 2012/06/28 (事故発生地) 千葉県	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不 明	定期保安点検作業中に給湯室のガス 栓に着火し、ゴム管止めの一部が溶解 した。	点検事業者が事故品のつまみが回りにく かったため修理しようとガスメーターの元栓 を開めて、ガス栓の閉子を引き抜いた際、湯 沸器の口火がついた状態であったため、口火 の炎がガス管内に残っていたガスに引火した ものと推定される。	製造事業者は修理不良とみられる事故で あるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2012/07/09)

製品区分： 03.燃焼器具

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0868 2012/07/11 (事故発生地) 東京都	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不 明	中学校の家庭科室で、ガスこんろを使用し調理実習中、2口ガス栓の不使用側ガス栓のキャップが溶解し、ガスホースの一部が焦げた。	被害者が2口ガス栓の不使用側を誤って開にしたため、装着されていたキャップの隙間からヒューズ機構が作動しない程度のがスが漏洩し、ガスこんろの火が引火したものと推定される。	N I T Eは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。 なお、製造事業者は不明であった。	国の行政機関 (受付:2012/07/13)
2012-1753 2012/10/02 (事故発生地) 茨城県	ガス栓（都市ガス用） 使用期間：不 明	ガスこんろを使用中、ガス栓付近から出火し、ガス栓キャップの一部が焦げた。	被害者が2口ガス栓の不使用側を誤って開にしたため、不完全に装着されていたキャップの隙間からヒューズ機構が作動しない程度のがスが漏洩し、滞留したガスにガスこんろの火が引火したものと推定される。	製造事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかったが、ガス事業者による定期保安巡回及び開栓時等の業務機会を活用して、ガスの正しい使用方法について周知活動を継続的に実施するとした。 なお、N I T Eでは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事例を紹介し、注意喚起を行っている。	国の行政機関 (受付:2012/10/29)
2011-4478 2012/03/19 (事故発生地) 鹿児島県	カセットこんろ MTK-907 (NKS-617) 不明 使用期間：約20年	使用中のカセットこんろの下部から火が出て、周辺を焼損した。	事故品の圧力調整器内にある安全弁（圧力異常上昇時に作動する弁）のOリングが長年の使用（約25年）により劣化し、硬化収縮したため、ガスが漏れ、こんろの火が引火したものと推定される。	製造事業者等が不明であるため、措置はとれないが、N I T Eは引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消防機関 製造事業者 (受付:2012/03/26)
2012-1463 2012/08/23 (事故発生地) 岐阜県	携帯用ガスこんろ 使用期間：不 明	ガスポンベ直結式の携帯用こんろを使用中、バーナー周辺部から炎が吹き出して、テントの一部を焼損し、顔に火傷を負った。	他社製ガスポンベの接続により、器具栓内のOリングが破損し、気密性のない状態で使用していたため、ガスポンベとの接続部から漏れたガスにバーナーの火が引火し、取り外したガスポンベの樹脂製バルブが燃焼熱により溶融していたことから、ノズル部より炎が吹き出したものと推定される。 なお、ガスこんろ及びガスポンベには、他社製品の使用禁止、ガスポンベには、Oリングの破損や接続部の漏れ確認を行う旨の注意表示が記載されている。	N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。 なお、製造事業者は倒産していた。	製造事業者 消費者センター (受付:2012/09/27)

製品区分： 03.燃焼器具

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 受 付 年 月 日
2012-1353 2012/08/26 (事故発生地) 兵庫県	迅速継手 (L P ガス用) 使用期間：約17年	ガス炊飯器を接続した迅速継手とガス栓との接続部分から出火し、迅速継手の一部が焼損した。 (製品破損)	事故品にガス漏れ等の異常はなく、摺動環の先端部とカバーの外郭の焼損状況から、事故品とガス栓が不完全な接続状態にあったため、ガスが漏れ、ガスこんろの火が引火したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「本品とプラグの接続はカチッと音がするまで差し込んでください」と記載されている。 (E2)	製造事業者は、消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	国の行政機関 (受付:2012/09/12)
2012-2180 2012/11/17 (事故発生地) 栃木県	石油ストーブ (開放式) 使用期間：約1年	石油ストーブの緊急消火ボタンを押して火を消し、外出して戻ったら火が消えていなかった。調節用つまみも動かなくなっており、対震装置も作動しない。 (被害なし)	残油に多量の過酸化物が検出されたことから、変質灯油の使用により芯先端部に多量のタールが吸着し固まったため、芯が規定の消火位置に戻らず、完全消火できない状態になったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「持ち越した灯油などの変質灯油を使用しない。芯が下がらない、火が消えないなど異常燃焼や故障の原因になる。」と記載されている。 (E2)	製造事業者は、消費者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/12/04)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1319 2012/08/15 (事故発生地) 奈良県	いす（ガス昇降式、キャスター付） OC-WR-BK 不二貿易（株） 使用期間：約5か月	作業場でいすを使用していたところ、いすの脚部が折れて後ろ向きに倒れ、後頭部をコンクリート床に打って出血した。	事故品は、脚ベース部（ナイロン製）の中心から放射状に伸びている5本の脚のうち1本が、脚の中央付近で破断していた。破面及び樹脂内部に、金属製の異物が多数認められたことから、異物の混入によって脚部の強度が低下していたため、使用に伴う荷重によって脚が折損し、転倒したものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、今後の事故発生状況に注視することとし、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/09/06)
2012-1368 2012/08/03 (事故発生地) 広島県	いす（食卓用、木製） ブラヴァ1294 (株)リッツウェル 使用期間：約4か月19日	使用中のいすの前脚部分が上部の接合部付近で折れ、子供（12歳）が軽傷を負った。	軽微のひび割れと判断して補修を行った木材を、補修材と気づかずに強度を必要とする脚の接合部に使用したため、繰り返しの使用によりひび割れが拡大し折損したものと推定される。	製造事業者は、2012（平成24）年8月末から、既販品について割れやぐらつきの確認のため、全品検査を実施することとした。 なお、今後はひび割れの対応等製造工程の改善、点検修理、品質管理の強化等を行い、製品の改良を検討することとした。	製造事業者 (受付:2012/09/12)
2012-0871 2012/06/20 (事故発生地) 千葉県	はしご（2連式） 使用期間：約2年	荷物を持ちはしごに昇って身を乗り出そうとした際、はしごが曲がって転落し、首を打撲した。	事故品の強度等に異常はみられないことから、被害者が上から3段目の踏ざんに足をかけ、上半身を乗り出そうとした際、バランスを崩して事故品の上に落下したものと推定される。 なお、取扱説明書には、「支柱から横に身体を乗り出さないでください」と、記載されている。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2012/07/13)
2012-2045 2012/10/22 (事故発生地) 和歌山県	手すり用固定金具（階段用） ATU-KB-SI 三協立山（株） 使用期間：約6年6か月	階段に設置した手すりを使用したところ、手すり用固定金具が折れて転倒し、打撲を負った。	事故品の材質（亜鉛合金）中に、不純物の鉛が基準値以上に含有されていたことにより、粒界腐食（結晶粒界に沿って腐食が進行する現象）が発生し、強度が低下したために手すりが破損したものと推定される。	製造事業者は、2010（平成22）年3月10日から、当該製品の無償点検・交換をホームページ及びダイレクトメールで呼びかけている。	輸入事業者 (受付:2012/11/19)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1062 2012/07/18 (事故発生地) 愛知県	踏み台（アルミ製） 使用期間：約1年	踏み台を使用して内装工事の作業中、支柱が折れたために転倒し、背部を骨折した。 (軽傷)	事故品の強度に異常はみられず、支柱端部が通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、踏み台を使って作業中にバランスを崩して転倒した際、身体の一部がぶつかって支柱が変形、折損したものと推定される。 (E2)	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/08/13)
2012-1295 2012/08/20 (事故発生地) 千葉県	踏み台（アルミ製） 使用期間：不明	踏み台を使用中、転倒し、軽傷を負った。 (軽傷)	事故品の強度に異常はみられず、支柱端部が通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、踏み台を使って作業中にバランスを崩して転倒した際、身体の一部がぶつかって支柱が変形、折損したものと推定される。 (E2)	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2012/09/03)
2012-1443 2012/09/18 (事故発生地) 山口県	踏み台（アルミ製） 使用期間：約5年	踏み台を使用して作業中、支柱が折れたために転倒し、軽傷を負った。 (軽傷)	事故品の強度に異常はみられず、支柱端部が通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、踏み台を使って作業中にバランスを崩して転倒した際、身体の一部がぶつかって支柱が変形、折損したものと推定される。 (E2)	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2012/09/25)
2012-1511 2012/09/04 (事故発生地) 神奈川県	踏み台（アルミ製） 使用期間：約1年	踏み台を使用中、支柱が折れて転倒し、軽傷を負った。 (軽傷)	事故品の強度に異常はみられず、支柱端部が通常の使用における荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、踏み台を使って作業中にバランスを崩して転倒した際、身体の一部がぶつかって支柱が変形、折損したものと推定される。 (E2)	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2012/10/03)

製品区分： 04.家具・住宅用品

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 受 付 年 月 日
2012-1406 2012/09/10 (事故発生地) 京都府	物干しハンガー（折り畳み式） 使用期間：約1日	折り畳み式の物干しハンガーを開く際、本体と洗濯ばさみをつなぐ金具が指に突き刺さり、軽傷を負った。	2つ折れタイプの物干しハンガーを開く際に、洗濯ばさみが絡まっている状態で無理に開こうとしたため、洗濯ばさみと本体をつなぐ金具の先端が開き、その先端が指に突き刺さったものと推定される。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかったが、今後製造する場合はパッケージの使用上の注意事項に、「ピンチが絡まった場合等、力を入れて強く開いたりするとけがをしたり、破損する場合がありますので無理に開かないでください。」と記載する予定である。	消費者センター (受付:2012/09/19)
		(軽傷)	(E2)		

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1530 2012/07/08 (事故発生地) 東京都	自転車 LGS TR2 2012 (有) アキコーポレーション 使用期間：約5か月	自転車に乗車する際、前輪の泥よけステーの先端で足に軽傷を負った。	泥よけより突き出した泥よけステーの鋭利な先端にはゴムキャップが装着されていたが、ゴムキャップが破損又は外れて鋭利な先端が露出していたため、足を引っかけて事故に至ったものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、既製品について措置はとらなかったが、2013年モデルからは、左右に分離している前泥よけステー及び後泥よけステーを先端の突き出しがない一体方式に変更するとともに、販売店に対しては2012(平成24)年11月から、ホームページ上では2013(平成25)年1月から、泥よけステー先端のゴムキャップの破損や外れについて注意喚起を行っている。	輸入事業者 (受付:2012/10/09)
2012-1469 2012/06/28 (事故発生地) 群馬県	自転車(マウンテンバイク) 使用期間：約1年7か月	ネット通販で購入した自転車で走行中、後輪ギアが空回りしたためにバランスを崩して転倒し、軽傷を負った。	事故品の後変速ギヤを固定しているロックリングが緩んでおり、最外側のトップギヤがスプライン(回り止めの溝付軸)から外れた痕跡があることから、トップギヤで走行中にロックリングが緩んでギヤがスプラインから外れて空回りしたものと推定されるが、ロックリングの締め付けは使用者が確認できる部分ではなく、製造時から緩んでいたのか又は緩んだものを専門店での点検時に見落としたのか不明であり、原因の特定はできなかった。 なお、輸入事業者から報告書提出の協力は得られなかった。	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。 なお、NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/09/28)
2012-1086 2012/05/26 (事故発生地) 岐阜県	自転車(折り畳み式) 使用期間：約9年	自転車で走行中、車道から歩道に移動したところ、突然フレームが折れて転倒し、軽傷を負った。	メインパイプの材質や硬さ、また、溶接部の硬さに異常はみられないことから、前方から加わった強い衝撃により、フレームのメインパイプ下側溶接部付近が変形して亀裂が生じたため、その後の使用により亀裂が進行して折損に至ったものと推定される。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/08/14)
2012-1259 2007/03/00 (事故発生地) 不明	自転車(折り畳み式) 使用期間：不明	自転車で走行中、突然フレームが破損した。	前方から加わった強い衝撃により、フレームのメインパイプ下側溶接部付近が変形して亀裂が生じたため、その後の使用により亀裂が進行して折損に至ったものと推定される。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者 (受付:2012/08/28)

製品区分： 05.乗物・乗物用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1490 2012/07/24 (事故発生地) 長野県	自転車（電動アシスト車） 使用期間：約1か月	電動アシスト車で走行中、ペダルが外れて転倒し、軽傷を負った。	事故品クランクに、ペダル軸締め付け時の圧痕が同等品クランクの圧痕よりも浅く、ねじ山及びペダルのネジ部に異常がみられないことから、クランクにペダルを組み付ける際の締め付けが不十分であったため、走行中に緩みが生じ、ペダルが外れたものと推定される。	製造事業者は、ペダルの締め付け用ブリセットレンチを当該販売店へ支給し、締め付けに関しては当該レンチを使用し、規定トルクでの締め付け管理を行うよう指示した。	製造事業者 (受付:2012/10/03)
2012-1119 2012/08/10 (事故発生地) 東京都	自転車（電動アシスト車） 使用期間：約5か月	ネット通販で購入した自転車で走行中、前かごが外れて前輪に絡まって急停止し、歩道に投げ出されて擦過傷を負った。	走行中に前かごとステアを取り付けているネジが脱落し、ステアをホークに止めるネジも緩んでいたため前かごとステアが回転し、前輪に絡まってロックしたものと推定されるが、脱落したネジが回収されておらず、原因の特定はできなかった。 なお、輸入事業者から報告書提出の協力は得られなかった。	N I T Eは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/08/16)
2012-1512 2012/08/13 (事故発生地) 神奈川県	自転車用ライト（LED、電池式） LED300 ブリヂストンサイクル（株） 使用期間：約2年6か月	使用中の乾電池式の自転車用ライトが点灯しなくなり、ライト内部のバネ部分が焦げた。	電池の電極とレンズユニット部のLEDランプ端子が接触するなどして短絡したため、LEDランプ端子に接触しているバネ端子部が発熱したものと推定されるが、再現試験では短絡状態を再現できず、短絡した原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、既製品については措置をとらなかったが、2011（平成23）年8月生産品より、バネ端子部を覆って電池とバネ端子の接触を防止したり、LEDランプ端子板にくぼみを設けてLEDランプ端子と電池の接触を防止する改良を行っている。	輸入事業者 (受付:2012/10/03)
2012-1424 2012/08/00 (事故発生地) 北海道	歩行補助車（折り畳み式） 使用期間：約1年10か月	歩行補助車を使用中、フレームが折れた。	自立歩行が困難である被害者が使用したため、押手ハンドル支柱に過大な負荷が掛かったことに加え、移動時にキャストの回転止めをロックした状態で使用を継続したため、同支柱に過大な負荷がかかり、金属疲労によりフレームパイプの破断に至ったと推定される。 なお、取扱説明書及び本体には、「自立歩行が困難な方の使用には適さない」と記載されていたが、当該製品は被害者が入居していた施設が勧めたものであった。（当該事故では、被害者が入居していた施設を「消費者」とみなした。）	製造事業者は、被害者が入居していた介護施設の誤った使用による事故であることから、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/09/20)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1667 2012/08/02 (事故発生地) 東京都	イヤホン 使用期間：不 明	肩から鞆を下ろす際に使用中のオーディオプレーヤーに差し込まれたイヤホンのコードが引っ掛かって、耳に入れていたイヤホン部分が外れた際、左耳の鼓膜が破れた。	事故品の外観に破損等の異常はみられず、コードが引っ張られた場合は容易に抜けてしまう形状であり、音圧についても同等品と比べて差がないことから、事故品と鼓膜の損傷との因果関係は不明であるが、製品に起因しない事故であると推定される。	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかったが、今後も引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2012/10/19)
2012-1384 2012/03/23 (事故発生地) 新潟県	インク（プリンター用） 使用期間：不 明	プリンターのカートリッジインク周辺から発煙した。（2012-0097「パソコン周辺機器（プリンター）」と同一事故）	純正インクには含まれない特定の有機溶剤が検出されたことから、これらの溶剤がプリンターに悪影響を及ぼしたものと考えられるが、他の非純正インク等の詳細な使用状況等が不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	輸入事業者 (受付:2012/09/18)
2012-1445 2012/08/08 (事故発生地) 東京都	バッテリー（リチウムイオン、電動リール用） スーパーリチウム8000WP-L ダイワ精工（株）（現在：グローバルブライド（株）） 使用期間：約7年	電動リール用のバッテリーを充電中、発熱して発煙、発火し、付近を汚した。	本体や取扱説明書に「落下の禁止、破損し海水が入り発火する危険がある」旨、記載がないことから、落下等により外郭にクラックが生じたまま継続使用され、海水等の浸入により、内部で短絡が生じ、発煙、発火したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月1日付けホームページに告知を掲載するとともに、店頭告知を行い、本体ケースにクラックなどの損傷があった場合は使用を中止するよう注意喚起を行っている。 なお、後継機種は、樹脂外郭の構造等を変更している。	販売事業者 (受付:2012/09/26)
2012-1550 2009/10/10 (事故発生地) 静岡県	バッテリー（リチウムイオン、電動リール用） スーパーリチウム8000WP-L ダイワ精工（株）（現在：グローバルブライド（株）） 使用期間：不 明	電動リール用のバッテリーをコードに繋ごうとしたところ、発煙、発火し、付近を汚した。	本体や取扱説明書に「落下の禁止、破損し海水が入り発火する危険がある」旨、記載がないことから、落下等により外郭にクラックが生じたまま継続使用され、海水等の浸入により、内部で短絡が生じ、発煙、発火したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月1日付けホームページに告知を掲載するとともに、店頭告知を行い、本体ケースにクラックなどの損傷があった場合は使用を中止するよう注意喚起を行っている。 なお、後継機種は、樹脂外郭の構造等を変更している。	販売事業者 (受付:2012/10/11)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1551 2010/08/12 (事故発生地) 北海道	バッテリー（リチウムイオン、電動リール用） スーパーリチウム8000WP-L ダイワ精工（株）（現在：グローバルライド（株）） 使用期間：不 明	電動リール用のバッテリーを充電後、異音が生じ、機器の一部が熱で溶け、バッテリーを載せていた容器が変形した。	本体や取扱説明書に「落下の禁止、破損し海水が入り発火する危険がある」旨、記載がないことから、落下等により外郭にクラックが生じたまま継続使用され、海水等の浸入により、内部で短絡が生じ、発煙、発火したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月1日付けホームページに告知を掲載するとともに、店頭告知を行い、本体ケースにクラックなどの損傷があった場合は使用を中止するよう注意喚起を行っている。 なお、後継機種は、樹脂外郭の構造等を変更している。	販売事業者 (受付:2012/10/11)
2012-1552 2011/08/30 (事故発生地) 愛知県	バッテリー（リチウムイオン、電動リール用） スーパーリチウム8000WP-L ダイワ精工（株）（現在：グローバルライド（株）） 使用期間：不 明	電動リール用のバッテリーを充電中、発煙し、フローリング床が溶けた。	本体や取扱説明書に「落下の禁止、破損し海水が入り発火する危険がある」旨、記載がないことから、落下等により外郭にクラックが生じたまま継続使用され、海水等の浸入により、内部で短絡が生じ、発煙、発火したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月1日付けホームページに告知を掲載するとともに、店頭告知を行い、本体ケースにクラックなどの損傷があった場合は使用を中止するよう注意喚起を行っている。 なお、後継機種は、樹脂外郭の構造等を変更している。	販売事業者 (受付:2012/10/11)
2012-1553 2012/01/03 (事故発生地) 愛知県	バッテリー（リチウムイオン、電動リール用） スーパーリチウム8000WP-L ダイワ精工（株）（現在：グローバルライド（株）） 使用期間：不 明	電動リール用のバッテリーを充電中、発煙し、畳が汚れた。	本体や取扱説明書に「落下の禁止、破損し海水が入り発火する危険がある」旨、記載がないことから、落下等により外郭にクラックが生じたまま継続使用され、海水等の浸入により、内部で短絡が生じ、発煙、発火したものと推定される。	輸入事業者は、2012（平成24）年10月1日付けホームページに告知を掲載するとともに、店頭告知を行い、本体ケースにクラックなどの損傷があった場合は使用を中止するよう注意喚起を行っている。 なお、後継機種は、樹脂外郭の構造等を変更している。	販売事業者 (受付:2012/10/11)
2011-4051 2011/12/00 (事故発生地) 兵庫県	塩化ビニル手袋 使用期間：不 明	ビニル手袋を使用していたところ、前腕、全身に皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品及び事故品から検出された可塑剤の2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジソブチレート（TX1B）によるパッチテストで陽性反応を示したことから、当該物質との断続的な接触により、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと推定される。 なお、当該物質は従前からポリ塩化ビニル製品に配合されているものであった。	輸入事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、従前から製品パッケージには、体質によってかぶれ等をおこすことがあり、異常を感じた場合は使用を中止する旨の注意表示があったが、今後の製品については、アレルギーに関する注意事項の文字色を変更し、強調表示することとした。	医療機関 (受付:2012/02/10)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1444 2012/09/05 (事故発生地) 東京都	靴（布製） スカーフトート 3225017（ブランド：サザビーリーグ（株）） トーキョードライブ 使用期間：約9日	靴に針が混入しており、腕にけがを負った。	混入していた針は、製造工程で仮止めに使用していたまち針（シルクピン）であったことから、縫製後に過ってまち針を抜かなかつた製品が、縫製後の触診検査で検出されず、市場に流通したものと推定される。	販売事業者は、当該製品の販売を中止するとともに、2012（平成24）年9月20日付けホームページ及び店頭で社告を掲載し、製品の回収を行っている。 なお、製造事業者は、後継品について、2012（平成24）年10月15日から検針器による検査を追加するとともに製造工程の改善を行った。	販売事業者 (受付:2012/09/25)
2012-1044 2012/07/27 (事故発生地) 茨城県	簡易ガスライター NVA-4-3T (株)三聖 使用期間：不明	簡易ガスライターを蚊取り線香の缶に入れていたところ、異音とともに破裂した。 なお、缶ふたの燃焼皿は使用していない。	事故品は、燃料槽（AS樹脂製）の一部が破断しており、破断部の肉厚が不均一であることが認められたことから、成形不良によって、肉厚の薄い部分に内部からガスの圧力が加わったことで応力集中による亀裂が発生し、伸展して破損に至ったものと推定されるが、肉厚が不均一となった原因が、金型の不具合又はばらつきの大さきの、いずれによるものかの特定はできなかった。	輸入事業者は、事故原因が不明であるため、措置はとらなかった。 なお、当該製品の輸入及び販売は、既に終了している。	消費者センター (受付:2012/08/09)
2012-1001 2012/06/23 (事故発生地) 東京都	簡易ガスライター（圧電式） 使用期間：1回	簡易ガスライターで蚊取り線香に点火する際、大きな炎が出て、ライターの一部が焦げた。	蚊取り線香に点火するまでの間、ライター上部にあるスライドキャップ（ABS樹脂製）が火炎に接する方向に傾けて使用したため、火炎がスライドキャップの先端に接炎して大きな炎となり、焼け焦げたものと推定される。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/08/01)
2012-1517 2012/09/28 (事故発生地) 大阪府	簡易ガスライター（圧電式） 使用期間：約1か月	使用後の簡易ガスライターを、タオルが敷かれたダッシュボードの上に置いていたところ、タオル及び近傍のたばこ等を焼損し、フロントガラスに亀裂が入った。	事故品の、圧電機構のバネ部分に異物が確認されたことから、内部に入り込んだ異物によって、着火レバーの正常な動作が阻害され、残火が生じたものと推定される。 なお、本体には消火を確認する旨が注意表示されていた。	輸入事業者は、被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/10/04)

製品区分： 06.身のまわり品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0983 2012/07/18 (事故発生地) 埼玉県	靴（サンダル、女性用） 065 (株) チャンスー・ツー 使用期間：約1日	購入したサンダルを初めて履いたところ、サンダルの一部が破損し、けがを負った。	事故品は、左足内側のアッパー（甲被）が本体中底との接着箇所から剥がれており、剥離面に接着剤の塗布されていない部分が多く認められたことから、接着強度が不十分であったため、歩行中にアッパーが剥がれてバランスを崩し、けがを負ったものと推定される。	輸入事業者は、他に同種事故発生の情報がないことから、既販品についての措置はとらなかった。また、当該製品の販売は既に終了している。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/07/31)
2012-1514 2012/09/18 (事故発生地) 福岡県	靴（女性用） 素材コンビブーティー 565-19423（ブランド：THE EMPORIUM） (株) 馬里奈 使用期間：1回	靴を履いたところ、左足側のヒール部分が取れた。	当該製品のヒール部分は、5本のビスによって靴底に接合・固定されており、ビス以外の固定手段（接着剤など）は用いられていなかった。靴底の厚さに対してビス長が短かったため、ヒール部分の打ち込みが弱く、打ち込み位置が接合面の中央付近に集まっていたことから、接合部分の強度が不十分であったためにヒールが分離したものと推定される。	販売事業者は、2012（平成24）年9月28日付けのホームページ上で社告を掲載し、製品回収、代金返金を行っている。 なお、輸入事業者は、当該製品の輸入を既に終了している。また、今後の類似製品について、ヒールの接合に接着剤を併用するなど、設計改善を図るとともに、品質管理を強化することとした。	輸入事業者 (受付:2012/10/03)
2012-1379 2011/08/21 (事故発生地) 兵庫県	靴（女性用） 使用期間：約4回	雨天時に靴を履いて歩行中、滑ってバランスを崩し、右手を地面について肩を痛めた。	事故品の靴底の動摩擦係数に問題はなく、靴底が湿潤していた状況も含め、靴底と床面双方の材質、形状、硬さなど種々の条件がすべりやすい組み合わせとなったことで転倒したものと推定される。 なお、取扱説明書には、雨天等の環境下では滑る場合がある旨が記載されていた。	製造事業者は、偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/09/14)
2012-0969 2012/06/19 (事故発生地) 京都府	目覚まし時計 MB212W セイコーロック（株） 使用期間：不明	目覚まし時計の電池を交換したところ、電池ボックスが発熱し、変形した。	当該品は、単3乾電池2個を並列に使用する構造であり、逆装填防止機能が不十分で電池1個を逆装填すると電池2個が短絡する構造であったため、電池1個が逆装填された際、短絡し異常発熱したものと推定される。	輸入事業者は、既販品については措置はとらないが、後継機種は逆装填防止機能がある製品に変更している。NITEは、事故防止のためのハンドブック（身・守りハンドブック）やホームページで同様の事故事例を紹介し、注意喚起を行っている。	消費者センター (受付:2012/07/30)

製品区分： 07.保健衛生用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-1047 2009/10/00 (事故発生地) 茨城県	手指保護具（口腔用） ゆびガード Lサイズ (株) オーラルケア 使用期間：不 明	施設内で口腔用手指保護具を使用した口腔ケアを受けていたところ、手指保護具が破断した。 なお、当該製品（ポリカーボネート製）は、歯科診療時等において、医療従事者等が指に装着し、開口を保持するとともに指を保護する目的で使用する製品で、繰り返し使用が可能なものである。	口腔ケア中の荷重と洗浄・消毒等の影響によって生じた亀裂が、繰り返し使用に伴って伸展し、破断に至ったものと推定される。 なお、パッケージには、使用上の注意は記載されていたものの、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等の表示が不十分であった。	製造事業者は、2012（平成24）年12月14日付けホームページ及び使用者へのDMにより、使用上の注意喚起を行っている。また、消費者庁及び経済産業省は、同年11月9日付けホームページで注意喚起を行っている。 なお、同年11月21日から販売する製品については、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等を記載した取扱説明書を製品に同梱することとした。	製造事業者 (受付:2012/08/09)
2012-1048 2010/01/00 (事故発生地) 埼玉県	手指保護具（口腔用） ゆびガード Lサイズ (株) オーラルケア 使用期間：約1年	施設内で口腔用手指保護具を使用した口腔ケアを受けていたところ、手指保護具が破断した。 なお、当該製品（ポリカーボネート製）は、歯科診療時等において、医療従事者等が指に装着し、開口を保持するとともに指を保護する目的で使用する製品で、繰り返し使用が可能なものである。	口腔ケア中の荷重と洗浄・消毒等の影響によって生じた亀裂が、繰り返し使用に伴って伸展し、破断に至ったものと推定される。 なお、パッケージには、使用上の注意は記載されていたものの、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等の表示が不十分であった。	製造事業者は、2012（平成24）年12月14日付けホームページ及び使用者へのDMにより、使用上の注意喚起を行っている。また、消費者庁及び経済産業省は、同年11月9日付けホームページで注意喚起を行っている。 なお、同年11月21日から販売する製品については、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等を記載した取扱説明書を製品に同梱することとした。	製造事業者 (受付:2012/08/09)
2012-1049 2010/07/00 (事故発生地) 茨城県	手指保護具（口腔用） ゆびガード Lサイズ (株) オーラルケア 使用期間：約1年6か月	施設内で口腔用手指保護具を使用した口腔ケアを受けていたところ、手指保護具が破断した。 なお、当該製品（ポリカーボネート製）は、歯科診療時等において、医療従事者等が指に装着し、開口を保持するとともに指を保護する目的で使用する製品で、繰り返し使用が可能なものである。	口腔ケア中の荷重と洗浄・消毒等の影響によって生じた亀裂が、繰り返し使用に伴って伸展し、破断に至ったものと推定される。 なお、パッケージには、使用上の注意は記載されていたものの、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等の表示が不十分であった。	製造事業者は、2012（平成24）年12月14日付けホームページ及び使用者へのDMにより、使用上の注意喚起を行っている。また、消費者庁及び経済産業省は、同年11月9日付けホームページで注意喚起を行っている。 なお、同年11月21日から販売する製品については、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等を記載した取扱説明書を製品に同梱することとした。	製造事業者 (受付:2012/08/09)
2012-1050 2011/05/00 (事故発生地) 静岡県	手指保護具（口腔用） ゆびガード Lサイズ (株) オーラルケア 使用期間：約6か月	施設内で口腔用手指保護具を使用した口腔ケアを受けていたところ、手指保護具が破断した。 なお、当該製品（ポリカーボネート製）は、歯科診療時等において、医療従事者等が指に装着し、開口を保持するとともに指を保護する目的で使用する製品で、繰り返し使用が可能なものである。	口腔ケア中の荷重と洗浄・消毒等の影響によって生じた亀裂が、繰り返し使用に伴って伸展し、破断に至ったものと推定される。 なお、パッケージには、使用上の注意は記載されていたものの、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等の表示が不十分であった。	製造事業者は、2012（平成24）年12月14日付けホームページ及び使用者へのDMにより、使用上の注意喚起を行っている。また、消費者庁及び経済産業省は、同年11月9日付けホームページで注意喚起を行っている。 なお、同年11月21日から販売する製品については、亀裂に関する注意喚起、使用回数目安、洗浄・消毒方法等を記載した取扱説明書を製品に同梱することとした。	製造事業者 (受付:2012/08/09)

製品区分： 07.保健衛生用品

管 理 番 号 事 故 発 生 年 月 日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情 報 通 知 者 日
2012-1005 2011/04/01 (事故発生地) 京都府	松葉杖（木製） 使用期間：約6か月	エスカレーターに乗ろうとしたところ、松葉杖が折れて転倒し、怪我をした。	破断した伸縮棒（松葉杖が地面と接する部品で松葉杖の長さを調節する棒）に節などの異常がみられないことや荷重試験の結果から、杖先が隙間に挟まる等、固定された状態で過大な力が加わって一気に破損したものと推定され、製品に起因しない事故であると考えられる。	製造事業者は、製品に起因しない事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/08/02)
		(軽傷)	(F2)		

製品区分： 08.レジヤ用品

管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-2050 2012/11/02 (事故発生地) 埼玉県	デジタルカメラ 使用期間：約6年	デジタルカメラのストロボを使用したところ、異臭がし、火花と発煙が生じた。	発光窓の外側に付着した異物がフラッシュ光の熱により、焦げて発煙したものと推定される。 (F1)	製造事業者は、偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。 なお、取扱説明書及びホームページ上には、「ストロボ表面に汚れやほこりなどが付着したまま発光すると付着物が発煙する」旨、記載されている。	消費者センター (受付:2012/11/20)
2011-4145 2011/12/18 (事故発生地) 愛知県	運動器具（電動トレッドミル） IGトレッドミル R-16 (株) ジャパーナ 使用期間：未使用	電動トレッドミルを梱包から取り出す際、フレームが開いたために手を挟み、指に裂傷を負った。	ダンボール箱から取り出す際、手をかける走行台部分が手を挟む構造になっていたため、取り出す際に手を挟んだものと推定される。 なお、当該製品の走行台のバンド部に貼り付けられた注意ピラには「バンドを切断する前に、本製品を段ボール箱から取り出す」旨、記載されているにも関わらず、バンドを切断した後、段ボール箱から当該製品を取り出したことも事故発生に影響しているものと考えられる。 (B1)	輸入事業者は、既販品について販売店を通じて購入者に注意ピラを配布するとともに、在庫品については梱包バンドの位置の変更・追加や指が挟まる箇所を持たないように表示ラベルを貼付し、次回生産分からは手が挟まる隙間をなくした形状に設計変更した。	輸入事業者 (受付:2012/02/17)
2012-1260 2012/08/25 (事故発生地) 徳島県	運動器具（電動トレッドミル） 23630 (株) メディア・プライス 使用期間：約4年4か月	ネット通販で購入した運動器具を使用中、急加速したために転倒し、軽傷を負った。	モーター制御回路に不具合が生じたため、モーター制御が不能になったものと推定されるが、不具合箇所が確認できず、原因の特定はできなかった。 (G3)	輸入事業者は、事故原因が不明であり、他に同種事故発生の情報はないことから、措置はとらなかった。NITEは、引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2012/08/29)
2012-0992 2012/07/25 (事故発生地) 栃木県	杖（トレッキングポール、アルミ製） 使用期間：約14日	杖（トレッキングポール）を使用してウォーキング中、左のポールが折れて転倒し、腰を打撲した。	事故品の左ポール先端のラバーキャップの側面に強い擦過痕が確認されたこと及び事故品の形状や素材強度に異常が認められないことから、使用者がバランスを崩して転倒する際にポールに過大な力が加わったために折損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	輸入事業者は、製品に起因しない事故であるため既販品について措置はとらなかったが、次回製造分より、取扱説明書に、登山用、高齢者の歩行補助や松葉杖等の医療用の用途には使用しない旨の注意表示を追加することとした。	消費者センター (受付:2012/08/01)

製品区分： 09.乳幼児用品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-2024 2012/11/09 (事故発生地) 福岡県	乳母車（折り畳み式） トライアンフ 野村貿易（株） 使用期間：約4年	折り畳み式のベビーカーを開こうとしたところ、ヒンジ部分に幼児（2歳）の指が挟まり、軽傷を負った。	当該製品を使用する際にヒンジ部への指を挟み込みを防止するヒンジカバーの装着を行わなかったため、子供が当該製品のヒンジ部に手を添えていた状態で保護者が当該製品を開いた際に、子供の中指がヒンジ部に挟まれて事故に至ったものと推定される。 なお、ヒンジカバー無償配布の社告を保護者は知っていたが、当時使用していた子供が大きくなり当該製品を使用しなくなったのでヒンジカバー配布を要請していなかった。	輸入事業者は、保護者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、2009（平成21）年11月16日付でホームページに「ヒンジカバー無料配布についてのお知らせ」を掲載し、希望者にヒンジカバーの無料配布を行っており、2009（平成21）年11月以降に販売する製品については、ヒンジカバーを標準付属品としている。	輸入事業者 (受付:2012/11/15)
2012-1909 2012/10/15 (事故発生地) 東京都	乳幼児用玩具（知育玩具、ブロック） 使用期間：不明	幼児（1歳11か月）が、室内で組立ブロックを持って歩いていたところ、転倒してブロックに額をぶつけ、けがを負った。	事故品のブロック（ポリプロピレン製、W106×H38×D52mm）は、バリ等の異常や鋭利な箇所が認められないことから、歩いている途中でバランスを崩して転倒した際、持っていたブロックに額を打ち付けたため、けがを負ったものと推定される。	輸入事業者は、偶発的な事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター (受付:2012/11/02)

製品区分： 10.繊維製品

管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	再発防止措置	情報通知者 受付年月日
2012-0685 2012/06/06 (事故発生地) 不明	衣類（カーディガン、女性用） NIFEG01590 イトキン(株) 使用期間：不明	ニット製の衣類に金属片が混入していた。	事故品に混入していた金属片は、製造時に使用したまち針とみられ、検針機で検知されない材質（銅・亜鉛合金）であったため、製品に混入した針が検知されずに、そのまま流通したものと推定される。	輸入事業者は、当該製品及び類似製品2銘柄について、在庫品の検査を実施するとともに、2012（平成24）年6月26日付けのホームページ及び店頭ポップにて社告を掲載し、更に顧客へDMを送付し、無償で検査を行っている。 なお、今後はX線検査を行い、検針を徹底することとした。	輸入事業者 (受付:2012/06/28)
2011-2470 2011/08/00 (事故発生地) 奈良県	衣類（スカーフ、冷却用） しろくまのきもち Kids RK-303 (株) ビッグウイング 使用期間：約3日	冷却用スカーフを子供（4歳女兒）の首に巻いて使用したところ、赤くかぶれた。	一定期間に同種事故が複数件発生していることから、当該製品との接触により皮膚炎になったものと考えられるが、製品に使用されている材料の安全性は設計段階で確認されており、また、被害者へのパッチテストが実施できず、事故品の側生地から検出された微量（7μg/g、法規制値以下）のホルムアルデヒドや、高吸水性ポリマーの成分等の、いずれが影響したのかは不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、既製品に対する措置はとらなかったが、季節商品である当該製品の販売終了とともに、全ての在庫を店頭から回収している。また、快適性向上を目的として一部材料を変更した2012（平成24）年度販売分からは、同種事故発生の情報がないことを確認している。NITEは引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2011/09/29)
2011-2471 2011/08/00 (事故発生地) 奈良県	衣類（スカーフ、冷却用） しろくまのきもち Kids RK-302 (株) ビッグウイング 使用期間：約3日	冷却用スカーフを子供（7歳女兒）の首に巻いて使用したところ、赤くかぶれた。	一定期間に同種事故が複数件発生していることから、当該製品との接触により皮膚炎になったものと考えられるが、製品に使用されている材料の安全性は設計段階で確認されており、また、被害者へのパッチテストが実施できず、事故品の側生地から検出された微量（7μg/g、法規制値以下）のホルムアルデヒドや、高吸水性ポリマーの成分等の、いずれが影響したのかは不明であり、原因の特定はできなかった。	輸入事業者は、既製品に対する措置はとらなかったが、季節商品である当該製品の販売終了とともに、全ての在庫を店頭から回収している。また、快適性向上を目的として一部材料を変更した2012（平成24）年度販売分からは、同種事故発生の情報がないことを確認している。NITEは引き続き同様の事故発生状況に注視し、必要に応じて対応することとした。	消費者センター (受付:2011/09/29)
2011-4281 2011/00/00 (事故発生地) 不明	衣類（下着、ブラジャー） 使用期間：1回	ブラジャーを着用したところ、接触皮膚炎を発症した。	被害者は、事故品及びその抽出物によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含まれる成分によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したのと考えられるが、抽出物に含まれる可塑剤、染料等によるパッチテスト結果は陰性であり、原因物質の特定はできなかった。	販売事業者は、被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	医療機関 (受付:2012/02/29)